

会議録・平成30年3月5日第1回定例会

1. 招集の年月日 平成30年2月20日
1. 招集の場所 明和町議会議場
1. 開 会 3月5日 午前9時00分 議長宣告

1. 応召議員 12名

1番	上田	清	2番	伊豆	千夜子
3番	山内	理	5番	中井	啓悟
6番	松本	忍	7番	江	京子
8番	樋口	文隆	9番	北岡	泰
10番	阪井	勇男	11番	綿民	和子
12番	奥山	幸洋	13番	乾	健郎

1. 欠席議員 1名

14番 辻井 成人

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会書記 畑 弘人 松本 章 家城 和司

1. 地方自治法第121条による説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	中井 幸充	副 町 長	寺前 和彦
教 育 長	下村 良次	総 務 課 長	西口 和良
防災企画課長	中谷 英樹	税 務 課 長	松井 友吾
人権生活環境課長	世古口 和也	福祉保健課長	下村由美子
会計管理者(兼)会計課長	山口 隆弘	長寿健康課長	菅野 由美
農水商工課長	高橋 浩司	まち整備課長	堀 真
斎宮跡・文化観光課長	中野 敦夫	教育総務課長	西尾 仁志
こども課長	世古口 哲哉	農業委員会事務局長	田中 一夫

1. 会議録署名議員

7番 江 京 子 8番 樋 口 文 隆

1. 提出議案

- 発議第1号 バリアフリー法の改正及びその円滑な施行を求める意見書
- 発議第2号 所有者不明の土地利用を求める意見書
- 発議第3号 土地改良法を改正し、必要な施策の推進を求める意見書
- 発議第4号 新たな森林管理システムの早期実施を求める意見書
- 発議第5号 洪水回避等を目的とした流量確保のための中小河川の河道掘削の予算の確保を求める意見書
- 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 議案第2号 明和町課設置条例の一部を改正する条例
- 議案第3号 明和町総合建設計画審議会条例等の一部を改正する条例
- 議案第4号 明和町個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 議案第5号 中部圏開発整備に伴う固定資産税の特例に関する条例を廃止する条例
- 議案第6号 明和町半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第7号 明和町認定こども園設置条例の一部を改正する条例
- 議案第8号 明和町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第9号 明和町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 議案第10号 明和町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 議案第11号 明和町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設置及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例を改正する条例
- 議案第12号 明和町介護保険法に基づく指定密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サー

- ビスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第13号 明和町介護保険法に基づく指定介護予防等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第14号 明和町介護保険法に基づき地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第15号 明和町指定居宅介護支援等の事業の人員、設備及び運営に関する基準条例の制定
- 議案第16号 明和町都市公園条例の一部を改正する条例
- 議案第17号 明和町空家等の適正管理に関する条例の制定
- 議案第18号 明和町津波避難タワーの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第19号 明和町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
- 議案第20号 明和町道路線の認定について
- 議案第21号 平成29年度 管工－5 宮川流域関連公共下水道事業管路施設工事 16工区 請負契約の変更
- 議案第22号 平成29年度明和町一般会計補正予算（第8号）
- 議案第23号 平成29年度明和町斎宮跡保存事業特別会計補正予算（第5号）
- 議案第24号 平成29年度明和町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 議案第25号 平成29年度明和町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第26号 平成29年度明和町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第27号 平成29年度明和町介護保険特別会計補正予算（第3号）

- 議案第28号 平成29年度明和町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 議案第29号 平成29年度明和町水道事業会計補正予算（第3号）
- 議案第30号 町長、副町長及び教育長の給料及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第31号 明和町委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第32号 明和町介護保険条例の一部を改正する条例
- 議案第33号 平成30年度明和町一般会計予算
- 議案第34号 平成30年度明和町斎宮跡保存事業特別会計予算
- 議案第35号 平成30年度明和町国民健康保険特別会計予算
- 議案第36号 平成30年度明和町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 議案第37号 平成30年度明和町農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第38号 平成30年度明和町公共下水道事業特別会計予算
- 議案第39号 平成30年度明和町介護保険特別会計予算
- 議案第40号 平成30年度明和町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第41号 平成30年度明和町水道事業会計予算
- 議案第42号 平成29年度 防－7 津波対策緊急整備事業 大堀川新田津波避難タワー新築工事 請負契約の変更

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 発議第1号 バリアフリー法の改正及び円滑な施行を求める意見書
- 日程第6 発議第2号 所有者不明の土地利用を求める意見書

- 日程第7 発議第3号 土地改良法を改正し、必要な施策の推進を求める意見書
- 日程第8 発議第4号 新たな森林管理システムの早期導入を求める意見書
- 日程第9 発議第5号 洪水回避等を目的とした流量確保のための中小河川の河道掘削の予算の確保を求める意見書
- 日程第10 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第11 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第12 議案第2号 明和町課設置条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第3号 明和町総合建設計画審議会条例等の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第4号 明和町個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第5号 中部圏開発整備に伴う固定資産税の特例に関する条例を廃止する条例
- 日程第16 議案第6号 明和町半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第17 議案第7号 明和町認定こども園設置条例の一部を改正する条例
- 日程第18 議案第8号 明和町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第19 議案第9号 明和町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第20 議案第10号 明和町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第21 議案第11号 明和町介護保険法に基づき指定地域密着型サービスの事業の人員、設置及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第22 議案第12号 明和町介護保険法に基づく指定密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地

域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例

- 日程第23 議案第13号 明和町介護保険法に基づく指定介護予防等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第24 議案第14号 明和町介護保険法に基づき地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第25 議案第15号 明和町指定居宅介護支援等の事業の人員、設備及び運営に関する基準条例の制定
- 日程第26 議案第16号 明和町都市公園条例の一部を改正する条例
- 日程第27 議案第17号 明和町空家等の適正管理に関する条例の制定
- 日程第28 議案第18号 明和町津波避難タワーの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第29 議案第19号 明和町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
- 日程第30 議案第20号 明和町道路線の認定について
- 日程第31 議案第21号 平成29年度 管工－5 宮川流域関連公共下水道事業管路施設事業 16工区 請負契約の変更
- 日程第32 議案第22号 平成29年度明和町一般会計補正予算（第8号）
- 日程第33 議案第23号 平成29年度明和町斎宮跡保存事業特別会計補正予算（第5号）
- 日程第34 議案第24号 平成29年度明和町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第35 議案第25号 平成29年度明和町農業集落排水事業特別会計補正

予算（第3号）

日程第36 議案第26号 平成29年度明和町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

日程第37 議案第27号 平成29年度明和町介護保険特別会計補正予算（第3号）

日程第38 議案第28号 平成29年度明和町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

日程第39 議案第29号 平成29年度明和町水道事業会計補正予算（第3号）

(午前 9時 00分)

◎開会の宣告

○副議長（乾 健郎） おはようございます。

辻井議長から所用のため、本日の会議を欠席する旨、連絡を受けましたので、代わって副議長の乾が議長を務めさせていただきます。どうかよろしくお願いたします。

ただいまの出席議員数は12人であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから、平成30年第1回明和町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

日程につきましては、お手元の日程表により進めたいので、よろしくお願いたします。

◎会議録署名議員の指名について

○副議長（乾 健郎） 日程第1 「会議録署名議員の指名について」は、会議規則第126条の規定により、議長から指名します。

7番 江 京子 議員

8番 樋口文隆 議員

の両名を指名します。

◎会期の決定について

○副議長（乾 健郎） 日程第2 「会期の決定について」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月23日までの19日間にしたいと思います。

これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○副議長（乾 健郎） ご異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から3月23日までの19日間と決定しました。

◎諸般の報告

○副議長（乾 健郎） 日程第3 諸般の報告を行います。

監査委員さんから提出いただいた、11月、12月、1月の例月出納検査結果報告書、平成29年度定期監査結果報告書の写し、各一部事務組合議会の報告書の写しをお手元に配布しておりますので、後ほどご覧ください。

以上で、日程第3 諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○副議長（乾 健郎） 日程第4 行政報告を行います。

町長。

○町長（中井 幸充） 改めまして、おはようございます。

本日ここに、平成30年第1回明和町議会定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様には公私何かとご多用の中、本定例会にご出席を賜り、誠にありがとうございます。

また、本定例会の会期を本日から19日間とお決めいただき、諸案件のご審議を賜りますことに対し、厚くお礼を申し上げます。本定例会は、平成29年度を締めくくる議会でありますとともに、新年度予算のご審議を賜る議会でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

寒さ厳しい冬が終わりを迎え、ようやく春の兆しを感じる季節となりましたが、この3月11日には東日本大震災から7年が経過します。政府は、復興期間を平成32年までの10年間と定め、被災地の復旧・復興に向け取り組んでおり、生活に密着したインフラの復旧や産業・生業の復興も着実に進展していると伝えられています。

しかし、一方では、月日とともに人々の震災への記憶が薄れつつあります。大震災から得た教訓を忘れることなく、この地方でも近い将来起こりうると言われている大災害に備え、どう活かしていくかを考え続けなければなりません。

さて、国は、平成30年度当初予算の編成に当たって、財政の厳しい状況を踏まえ、引き続き、歳出全般にわたり、聖域なき徹底した見直しを推進し、地方においても国の取り組みと基調を合わせ、徹底した見直しを進めています。

また、県では、極めて深刻な財政状況の中、「三重県財政の健全化に向けた集中取組」に沿って、臨時収入に依存しない財政運営への転換をめざし、より一層の歳入確保に取り組むとともに、経常的支出を段階的に引き下げていくなど、歳出構造の抜本的見直しを進めています。

当町におきましては、第5次総合計画を基本に、事務事業等の見直しを行い、一般会計の予算総額は101億8,000万円、特別会計、水道事業会計を含めた総額は178億4,541万5,000円の当初予算を編成いたしました。

新年度予算の詳細な内容につきましては、本定例会で詳しくご説明させていただきますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、昨年12月の定例会以降、本定例会までの間の主な動きにつつま

して、簡略にご報告をさせていただきます。

1月1日、今年も、年明け最初の恒例となった、明和町観光協会主催による初日の出を迎える会が行われ、大勢の皆さんが大淀海岸に集まりました。東の空が明るくなり始めた頃、明和太鼓保存会の子どもたちによる、威勢のいい太鼓が打ち鳴らされ、午前7時過ぎ、初日が輝きながらゆっくり顔を出しました。途中、トン汁やぜんざいの振る舞いも行われ、開催していただいた、町観光協会の皆さんや、地元の皆さんに感謝を申し上げながら、今年も明るく穏やかな年であることをお祈りしました。

1月7日、新成人を祝う成人式が、新成人による実行委員会の企画と運営のもと、中央公民館で行われました。今年の新成人は229人で、その内216人が式典に参加をされました。新成人を代表して長谷川眞也さんが「明和という字は明るく和やか。明和町はまさに字のごとく明るく田園の広がるどこか心安らぐ私たちの故郷。このことを忘れずに様々なことに挑戦し、それぞれのステージで活躍していきたい」と、力強く決意を述べていただきました。私からは「健康に気をつけて、それぞれの夢に向かって進んでほしい」とエールを送りました。

1月8日、「第11回美し国三重市町対抗駅伝大会」明和町チームの結団式が行われ、選手、監督・コーチの22人が集結しました。今年のチームを率いる下村監督からは「走るみんなに一丸となって輝いてもらうようなチーム作りをしたい」、また、選手からは「1秒でも早く襷を渡したい！1秒を大切に悔いのない走りを！ベストを尽くす！」などの力強い決意を述べていただきました。

そして、2月18日に行われた大会の結果は、昨年より一つ順位が上がり町の部で6位入賞を果たしました。改めて、選手の皆さんや関係者の皆さん、そして、沿道で応援していただいた、多くの町民の皆さんにお礼を申し上げます。

1月14日、新年恒例の消防団出初式を、中央公民館と職員駐車場で挙行し

ました。式辞では、昨年の台風21号などの対応への感謝と、火災や自然災害に備えた訓練を積極的に重ね、住民の皆さんの生命・財産を守り、町の安全・安心施策に貢献いただいたことに、謝辞を申し上げます。その後、屋外で各部ごとの機械器具点検を実施、そして、最後に、各分団の搭載車による一斉放水が行われました。今年は、自然災害もなく、火災もない平穏な1年であってほしいと願います。

また、同日、明和消防署南側の広場で、新春恒例の北野凧揚げ大会が開催されました。この凧揚げ大会は北野凧の会の皆さんの主催で続けられており、地元の子どもたちや、各地からの凧愛好家の手作りの凧が、大空高く舞い上がっていました。

1月19日、斎宮きららの森芝生広場でトイレの寄贈式と、木造遊具のお披露目がありました。トイレはきららの森周辺で、メガソーラー発電事業を運営している、船谷ホールディングス株式会社からの寄贈で、同社には感謝状を贈呈させていただきました。また、その後、広場内に完成したばかりの木製遊具を、当日、招待したみどり保育所の園児たちに初披露し、楽しく使ってもらいました。

また、同日、商工会の賀詞交歓会が、さいくう平安の杜西脇殿といつきのみや地域交流センターで開催されました。当会の町内での開催は初めてで、会員と来賓の計112人が参加されました。まず、西脇殿において、元中部経済産業省局長で、現在は中部大学特任教授の細川昌彦氏による「これからのエネルギー・環境と地方創生を考える」と題し講演があり、その後、会場をいつきのみや地域交流センターに移し、交流会が行われました。私からは町商工会のますますの発展と、町制60周年事業への商工会の皆さんのご協力をお願いしました。

1月20日、昨年完成した坂本古墳群史跡公園のオープンを記念し、整備報告会を行いました。坂本古墳群は、三重県を代表する代表的な古墳群であるとして、平成16年1月19日に県の史跡指定を受け、町では、その保存と活用

に努めてきました。

そして、昨年、歴史的風致維持向上計画事業により、古墳群周辺を史跡公園として整備を行ったところです。報告会には約70人の皆さんにお越しいただき、坂本古墳群の歴史や整備した墳丘などの説明を受けていただいたり、出土した土器や金銅装頭椎大刀のレプリカなどを見学していただきました。これからも地域の皆さんに親しまれる、史跡公園として活用していきたいと思えます。

1月27日には、南海トラフ大地震により、役場庁舎が使用不能となったと想定し、災害対策本部を代替施設の総合体育館に移し、災害対応に当たる図上訓練を実施しました。厳寒の中の長時間の作業であり、避難所等の防寒対策に課題が残ることを理解しました。

2月3日、斎宮跡と久留部官衙遺跡のシンポジウムを、さいくう平安の杜西脇殿で開催しました。

これは、平成28年11月に明和町と四日市市とで結んだ「史跡斎宮跡と久留部官衙遺跡の事業連携協定」に基づく企画で、昨年は四日市市立博物館、そして、今年には明和町のさいくう平安の杜西脇殿での開催となりました。

奈良大学の上野誠教授による記念講演の後、史跡に関する報告会や「史跡斎宮跡と久留部官衙遺跡と壬申の乱」と題したシンポジウムが行われました。今後とも、このような企画を通じて交流を深めるとともに、両史跡の啓発に努めていきたいと思えます。

2月7日、災害時、聴覚障がい者の皆さんへの支援を素早く対応できるようにするため、三重県と明和町で「災害時における避難行動要支援者（聴覚障がい者）の支援に関する協定」を結びました。

この協定では、本人の同意を得たうえで、避難行動要支援者として県が運営する「県聴覚障害者支援センター」に登録をした方を対象に、メールでの安否確認や避難所での生活の支援を行う内容となっています。今回の締結

を機にしっかりと対象者の方に登録を呼びかけていき、県聴覚障害者支援センターと連携しながら対策を進めていきたいと思えます。

2月25日、公益財団法人国史跡齋宮跡保存協会主催による「いつきのみや春絵巻」がいつきのみや歴史体験館で、また、3月3日、齋宮跡観光協議会主催による「いつきのみや梅まつり」が、齋宮歴史博物館南側のふるさと広場梅林周辺で、それぞれ開催されました。今年も各種イベントや物販の販売等が行われ、会場に訪れた多くの皆さんに、早春の齋宮跡を楽しんでいただきました。

なお、2月1日より、町の指定金融機関が約60年間お世話になりました、JA多気郡から百五銀行に移行しました。移行については、JA多気郡、百五銀行のご協力により、滞りなく円滑に行われています。改めて、JA多気郡に感謝申し上げますとともに、百五銀行には、今後の出納業務等について、格段のご尽力を賜りますようお願い申し上げます。

諸報告につきましては、以上でございますが、本定例会には、人事案件の諮問が2件、条例の制定が2件、廃止が1件、一部改正が18件、町道路線の認定が1件、請負契約の変更が1件、並びに平成29年度一般会計補正予算及び特別会計補正予算等、平成30年度一般会計予算及び特別会計予算等を合わせて合計42件の議案等を提案させていただくこととしています。

「生産性改革」と「人づくり改革」を目指す国の経済対策下ではありますが、地方経済にとりましては、依然厳しいものがあり、地方税収の見込みなど、町財政への影響は極めて不透明であります。

このような中におきましても、本町にとりましては、教育施設やインフラの整備などを始めとして、まちづくりの手綱を緩めるわけにはまいりません。

財政運営の基本である「最小の経費で最大の効果」が発揮できるよう、議員の皆様、町民の皆様のお力を得て、住みよく、こころ豊かなまちの実現に向けて、不退転の決意で取り組むことを申し上げ、行政報告といたします。

○副議長（乾 健郎） 以上で、日程第4 行政報告を終わります。

◎発議第1号の上程～採決

○副議長（乾 健郎） 日程第5 発議第1号 バリアフリー法の改正及びその円滑な施行を求める意見書を議題とします。

お諮りします。

この意見書につきましては、会議規則第39条第2項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○副議長（乾 健郎） ご異議なしと認めます。

したがって、提案理由の説明を省略します。

これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○副議長（乾 健郎） 質疑される方がないので、これで発議第1号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○副議長（乾 健郎） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから、発議第1号 バリアフリー法の改正及びその円滑な施行を求める意見書を採決します。

発議第1号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（ 起 立 全 員 ）

○副議長（乾 健郎） 起立全員です。

したがって、発議第1号は、原案のとおり可決されました。

さっそく関係機関に送付します。

◎発議第2号の上程～採決

○副議長（乾 健郎） 日程第6 発議第2号 所有者不明の土地利用を求める意見書を議題とします。

お諮りします。

この意見書につきましては、会議規則第39条第2項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○副議長（乾 健郎） ご異議なしと認めます。

したがって、提案理由の説明を省略します。

これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○副議長（乾 健郎） 質疑される方がないので、これで発議第2号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○副議長（乾 健郎） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから、発議第2号 所有者不明の土地利用を求める意見書を採決します。

発議第2号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起 立 全 員)

○副議長(乾 健郎) 起立全員です。

したがって、発議第2号は、原案のとおり可決されました。

さっそく関係機関に送付します。

◎発議第3号の上程～採決

○副議長(乾 健郎) 日程第7 発議第3号 土地改良法を改正し、必要な施策の推進を求める意見書を議題とします。

お諮りします。

この意見書につきましては、会議規則第39条第2項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○副議長(乾 健郎) 異議なしと認めます。

したがって、提案理由の説明を省略します。

これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ声あり)

○副議長(乾 健郎) 質疑される方がないので、これで発議第3号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ声あり)

○副議長(乾 健郎) 討論される方がないので、これで討論を終

わります。

これから、発議第3号 土地改良法を改正し、必要な施策の推進を求める意見書を採決します。

発議第3号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起 立 全 員)

○副議長(乾 健郎) 起立全員です。

したがって、発議第3号は、原案のとおり可決されました。

さっそく関係機関に送付します。

◎発議第4号の上程～採決

○副議長(乾 健郎) 日程第8 発議第4号 新たな森林管理システムの早期実施を求める意見書を議題とします。

お諮りします。

この意見書につきましては、会議規則第39条第2項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○副議長(乾 健郎) ご異議なしと認めます。

したがって、提案理由の説明を省略します。

これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○副議長(乾 健郎) 質疑される方がないので、これで発議第4号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○副議長(乾 健郎) 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから、発議第4号 新たな森林管理システムの早期実施を求める意見書を採決します。

発議第4号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起 立 全 員)

○副議長(乾 健郎) 起立全員です。

したがって、発議第4号は、原案のとおり可決されました。

さっそく関係機関に送付します。

◎発議第5号の上程～採決

○副議長(乾 健郎) 日程第9 発議第5号 洪水回避等を目的とした流量確保のための中小河川の河道掘削の予算の確保を求める意見書を議題とします。

お諮りします。

この意見書につきましては、会議規則第39条第2項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○副議長(乾 健郎) ご異議なしと認めます。

したがって、提案理由の説明を省略します。

これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○副議長(乾 健郎) 質疑される方がないので、これで発議第5号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○副議長(乾 健郎) 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから、発議第5号 洪水回避等を目的とした流量確保のための中小河川の河道掘削の予算の確保を求める意見書を採決します。

発議第5号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起 立 全 員)

○副議長(乾 健郎) 起立全員です。

したがって、発議第5号は、原案のとおり可決されました。

さっそく関係機関に送付します。

◎諮問第1号・2号の上程～同意

○副議長(乾 健郎) お諮りします。

日程第10 諮問第1号及び日程第11 諮問第2号を一括上程し、議題としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○副議長(乾 健郎) ご異議なしと認めます。

したがって、

日程第10 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第11 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について

を一括上程し、議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（中井 幸充） ただいま一括上程されました、諮問第1号と諮問第2号について、その提案理由の説明を申し上げます。

まず、諮問第1号については、現在、人権擁護委員としてご活躍中の浅尾栄子氏の任期が、平成30年6月30日で満了となり、この任期をもって退任されることから、後任に大字佐田662番地に在住の間宮高史氏を候補者として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の答申をお願いするものでございます。

間宮氏は、昭和26年10月18日生まれの66歳で、長年にわたり、刑務官として奉職され、人権問題に関する見識も高く、豊富な経験と知識を有され、人権擁護委員として適任者でありますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、諮問第2号については、人権擁護委員定数6名に対し現在5名で、1名欠員となっておりますが、新たに大字斎宮577番地に在住の浅尾健氏を候補者として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の答申をお願いするものでございます。

浅尾氏は、昭和31年11月1日生まれの61歳で、長年にわたり、主に小学校において教員として奉職され、人権問題に関する見識も高く、豊富な経験と知識を有され、人権擁護委員として適任者でありますので、よろしくお願い申し上げます。

○副議長（乾 健郎） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

この件は、先日の全員協議会でご協議いただいたところですので、お手元にお配りしました内容で答申したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○副議長(乾 健郎) ご異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号及び諮問第2号は、お手元にお配りしました答申書のとおり答申することに決定しました。

以上で、一括上程した議案の採決を終わります。

◎議案第2号の上程～採決

○副議長(乾 健郎) 日程第12 議案第2号 明和町課設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(中井 幸充) ただいま上程されました、議案第2号 明和町課設置条例の一部を改正する条例について、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、福祉分野の業務において、包括的な支援体制を構築するため、所要の改正をしようとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○副議長(乾 健郎) 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(西口 和良) 失礼します。

詳細説明を申し上げます。

これは福祉ニーズの多様化、複雑化に対応するため、これまで高齢者、児童、障がい者など対象者ごとに行ってきた支援と、相談窓口を一本化し、包括的に支援を行う体制をつくるため、福祉保健課と長寿健康課で行っている

福祉分野について、組織と事務を見直すための改正でございます。

議会資料1-1-1をご覧ください。

新旧対照表でございます。

まず、1条でございます。ここで福祉保健課を福祉ほけん課に改めます。

また長寿健康課、健康あゆみ課に改めます。

次に、第2条の各課の事務分掌は、まず課名を福祉ほけん課に変更し、第1号、社会福祉及び医療福祉に関すること。第2号、国民健康保険事業に関すること。以下、ご覧のように改正をしています。

また、1-1-2をご覧ください。

課の名称を健康あゆみ課に変更し、第1号、健康衛生に関すること。第2号、母子保健に関すること。

以下のご覧のように改正をさせていただきます。

附則といたしまして、条例の施行は、平成30年4月1日からでございます。

以上です。

○副議長（乾 健郎） 詳細説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○副議長（乾 健郎） 質疑される方がないので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○副議長（乾 健郎） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから、議案第2号 明和町課設置条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第2号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全 員 起 立)

○副議長(乾 健郎) 起立全員です。

したがって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程～採決

○副議長(乾 健郎) 日程第13 議案第3号 明和町総合建設計画審議会
条例等の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(寺前 和彦) おはようございます。よろしくお願いいたします。

ただいま上程されました、議案第3号 明和町総合建設計画審議会条例等
の一部を改正する条例について、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、執行機関の長の補助機関である審議会等の委員について、適切な
構成とするため、所要の改正をしようとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議の
上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○副議長(乾 健郎) 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求
めます。

総務課長。

○総務課長(西口 和良) それでは詳細説明を申し上げます。

これは執行機関の長の補助機関である審議会等の委員の構成について、一
部条例で議会関係者をあて職として明記している部分がありますので、これ
を識見のある者に統一し、適切に整理するため改正を行うものでございます。

この改正は、目的が共通しますので、関係する七つの条例を一括して改正

をさせていただきます。

資料の1-2-1をご覧ください。新旧対照表でございます。

まず第1条は、明和町総合建設計画審議会条例の一部改正で、第3条第1項第1号の8人を11人に改め、第2号を削ります。

次に、第2条は、明和町青少年問題協議会条例の一部改正で、第2条第2項中、町議会の議員を削り、学識経験がある者を識見を有する者に改めます。

1-2-2でございます。

第3条は、明和町交通安全対策会議設置条例の一部改正で、第3条第5項第1号を、識見を有する者に改めます。

第4条は、明和町空家等対策協議会条例の一部改正で、第4条第2項第1号を、識見を有する者に改め、第2号を削ります。

1-2-3をご覧ください。

第5条は、明和町土地計画審議会条例の一部改正で、第3条第1項第1号の7人を10人に改め、第2号を削ります。

第6条は、明和町農業委員会委員候補者等選考委員会条例の一部改正で、第4条第2項第2号を識見を有する者に改め、第4項を削ります。

第7条は、明和町水道水源保護条例の一部改正で、第4条第2項第1号を削ります。

附則といたしまして、この条例は平成30年4月1日から施行いたします。

以上です。

○副議長（乾 健郎） 詳細説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○副議長（乾 健郎） 質疑される方がないので、これで議案第3号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○副議長(乾 健郎) 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから、議案第3号 明和町総合建設計画審議会条例等の一部を改正する条例を採決します。

議案第3号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全 員 起 立)

○副議長(乾 健郎) 起立全員です。

したがって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の上程～採決

○副議長(乾 健郎) 日程第14 議案第4号 明和町個人情報保護条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(寺前 和彦) ただいま上程されました、議案第4号 明和町個人情報保護条例の一部を改正する条例について、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、個人情報保護法及び行政機関個人情報保護法の改正により、個人情報の定義の明確化、また、要配慮個人情報の取扱いについて、留意することが求められていることに伴い、所要の改正をしようとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○副議長（乾 健郎） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（西口 和良） 詳細説明を申し上げます。

議会資料の1－2－5をご覧ください。

ここで法改正の要点と、条例の主な改正内容をまとめましたので、まず、これにてご説明を申し上げます。

まず個人情報保護法及び行政機関個人情報保護法改正の概要でございます。

まず1といたしまして、個人情報の定義の明確化でございます。

指紋データや旅券番号等の個人識別符号が、個人情報にあたることが明確化されました。

また二つ目に、要配慮個人情報の取り扱いでございます。要配慮個人情報が定義付けされ、本人に対する不当な差別または偏見が生じないように、その取り扱いに特に配慮するというものでございます。

次にその下の条例の一部改正の主な内容でございます。

第2条は、個人情報の定義でございますが、第1号で個人情報を、より明確化しています。まずアで文書、図画もしくは電磁的記録がつくられる記録・映像・音声に含まれる氏名・住所・性別・生年月日等をですね、それを含むもの等でございます。

また、イとしまして、個人識別符号が含まれるものを規定をいたしております。

そして1号の2は、個人識別符号の規定で、個人識別符号とは、文字、番号、記号その他の符号で、特定の個人を識別できるものをいいます。また、1号の3は、要配慮個人情報の規定で、人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪によって害を被った事実等の記述が含まれる個人情報をいいます。

主な内容は以上でございます。

次に1-2-6をご覧ください。

条例の新旧対照表でございます。

第2条の改正後のアンダーラインの部分につきましては、先ほど説明した個人情報の定義に関するものでございます。

次に、1-2-7をご覧ください。

この中で、第6条でございます。ここは個人情報取扱事務の届け出でございますが、個人情報を扱う事務を新たに開始しようとする時、町長に届け出が必要となりますが、要配慮個人情報が含まれる場合も、これに追加をいたしました。

また、7条の収集の制限においても、要配慮個人情報を明記をいたしました。

次に、第15条は、開示請求に対する決定と通知の規定で、特定個人情報、いわゆる個人番号が含まれる情報の開示決定等は、30日以内とする。また、16条でございますが、開示請求が著しく大量である場合の規定でございます。ここも特定個人情報にかかる開示決定等については、60日以内とする条文を、それぞれ追加をいたしております。

その他条文の追加等、また削除が盛り込んでございます。

附則といたしまして、この条例の施行日は公布の日からといたします。

以上でございます。

○副議長（乾 健郎） 詳細説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○副議長（乾 健郎） 質疑される方がないので、これで議案第4号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○副議長(乾 健郎) 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから、議案第4号 明和町個人情報保護条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第4号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全 員 起 立)

○副議長(乾 健郎) 起立全員です。

したがって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の上程～採決

○副議長(乾 健郎) 日程第15 議案第5号 中部圏開発整備に伴う固定資産税の特例に関する条例を廃止する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(寺前 和彦) ただいま上程されました、議案第5号 中部圏開発整備に伴う固定資産税の特例に関する条例を廃止する条例について、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、中部圏の都市整備、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律施行令第5条で、その適用期間の延長が行われず、制度の運用切れとなったことに伴い、本条例を廃止するものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○副議長(乾 健郎) 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（松井 友吾） 中部圏開発整備に伴う固定資産税の特例に関する条例を廃止する条例につきまして、詳細説明を申し上げます。

当条例は、昭和41年に施行しました、中部圏開発整備法に基づき、条例化したものでございました。

その目的は中部圏の経済発展による福祉向上のため、指定地域内における工場生産設備の投資額が7億円を超えかつその新設に伴う雇用者が50人を超える場合に、固定資産税の税率を3年間に限り、100分の0.7、通常は100分の1.4でございますが、100分の0.7とするものでございました。

この法律は、何回も運用期間が延長されましたが、平成26年3月31日の翌日をもって延長せず、法律自体の運用は停止しました。償却資産の固定資産税につきましては、その申告が3年前まで遡り申告できるものであることから、3年過ぎました本年度、当条例を廃止することといたしました。

つきましては、当該施設がもしあった場合でも、既に申告の期限も過ぎたことから、今般、当条例を廃止したいと存じます。

なお、附則でございますが、この条例は公布の日から施行するものでございます。

よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○副議長（乾 健郎） 詳細説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○副議長（乾 健郎） 質疑される方がないので、これで議案第5号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○副議長(乾 健郎) 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから、議案第5号 中部圏開発整備に伴う固定資産税の特例に関する条例を廃止する条例を採決します。

議案第5号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全 員 起 立)

○副議長(乾 健郎) 起立全員です。

したがって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の上程～採決

○副議長(乾 健郎) 日程第16 議案第6号 明和町半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(寺前 和彦) ただいま上程されました、議案第6号 明和町半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例について、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、半島振興法第17条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部が改正されたことに伴い、所要の改正をしようとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○副議長(乾 健郎) 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求

めます。

税務課長。

○税務課長（松井 友吾） 詳細説明を申し上げます。

当条例は、平成29年3月31日に公布され、4月1日施行の半島振興法第17条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正で、平成29年3月31日で期限を迎えた法律が、2年間延長されたことにより、当条例も合わせて2年間延長するものでございます。

議会資料3-2の新旧対照表をご覧ください。

2行目、現在平成29年3月31日となっているところを、平成31年3月31日に改めたいと存じます。

内容的には、租税特別措置法の一定の基準を満たす施設であって、取得対価の合計が500万円以上のものを新設し、または増設したものについて、当該償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地に対して、固定資産税を3年間、規定税率の10分の1にすることができるというものでございます。

なおこの条例の適用日は、平成29年4月1日に遡り適用させたいと存じます。よろしく願いいたします。

以上でございます。

○副議長（乾 健郎） 詳細説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○副議長（乾 健郎） 質疑される方がないので、これで議案第6号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○副議長（乾 健郎） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから、議案第6号 明和町半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第6号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（ 全 員 起 立 ）

○副議長（乾 健郎） 起立全員です。

したがって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の上程～採決

○副議長（乾 健郎） 日程第17 議案第7号 明和町認定こども園設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（寺前 和彦） ただいま上程されました、議案第7号 明和町認定こども園設置条例の一部を改正する条例について、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、みょうじょうこども園の入所児童数が、平成28年度から2年連続で定員の120%を上回ったことから、適正な定員に改定するため、所要の改正をしようとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○副議長（乾 健郎） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

こども課長。

○こども課長（世古口 哲哉） 失礼いたします。

議案第7号 明和町認定こども園設置条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明させていただきます。

今回の改正につきましては、みょうじょうこども園の定員を改正するものです。

資料につきましては、議会定例会資料の13-1-1に新旧対照表を添付しておりますので、ご参照いただければと思います。みょうじょうこども園につきましては、平成27年4月の開園以来、定員150人を上回る児童に入所してもらっており、特に平成28年度から、今年29年度にかけては、定員改正の目安となります2年連続での、定員の120%以上の入所人数となりましたことから、明和町認定こども園設置条例の第3条で規定しています、現在の定員150人を、法人による新しいこども園が建設されますことや、少子化の傾向なども考慮した中で、180人に改正するものです。よろしく願いいたします。

○副議長（乾 健郎） 詳細説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○副議長（乾 健郎） 質疑される方がないので、これで議案第7号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○副議長（乾 健郎） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから、議案第7号 明和町認定こども園設置条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第7号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全 員 起 立)

○副議長(乾 健郎) 起立全員です。

したがって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の上程～採決

○副議長(乾 健郎) 日程第18 議案第8号 明和町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(寺前 和彦) ただいま上程されました、議案第8号 明和町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、高齢者の医療に関する法律の一部が改正されたことに伴い、後期高齢者医療制度加入時の住所地特例に係る規定を整備するため、所要の改正をしようとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○副議長(乾 健郎) 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

長寿健康課長。

○長寿健康課長(菅野 由美) それでは、詳細説明を申し上げます。

定例会資料6-1-2をご覧ください。

国保後期の資格の適用は、住所地で行うことを原則としておりますが、施設等に入所して、住所が移った被保険者につきましては、住所地特例を設け

て、前住所の被保険者としております。しかしながら、現行制度におきましては、住所地特例が75歳到達により、国民健康保険から後期高齢者に参加する場合、後期高齢者の住所地特例が適用されないため、施設所在地の広域連合が保険者となっております。

この取扱について、現に国民健康保険の住所地特例を受けている被保険者が、広域連合の被保険者となる場合には、前住所地の市町村が加入する広域連合が被保険者となるよう見直されます。これが法第55条の2の規定でございます。

なお、今回の法改正につきましては、平成30年度以降、新たに後期高齢者医療制度の被保険者となる者から適用することとされます。

附則といたしまして、この条例は平成30年4月1日から施行といたします。
以上でございます。

○副議長（乾 健郎） 詳細説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○副議長（乾 健郎） 質疑される方がないので、これで議案第8号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○副議長（乾 健郎） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから、議案第8号 明和町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第8号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（ 全 員 起 立 ）

○副議長（乾 健郎） 起立全員です。

したがって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第9号の上程～採決

○副議長（乾 健郎） 日程第19 議案第9号 明和町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（寺前 和彦） ただいま上程されました、議案第9号 明和町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、県を財政運営の責任主体とする国民健康保険制度の改正に伴い、所要の改正をしようとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○副議長（乾 健郎） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

長寿健康課長。

○長寿健康課長（菅野 由美） それでは詳細説明を申し上げます。

定例会資料の6-1-1をご覧ください。

平成30年4月から、県の国民健康保険運営協議会が設置されて、市町村の国民健康保険運営協議会と区別する必要がありますため、国民健康保険運営協議会を市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会と改めます。

また、今までどおり明和町国民健康保険運営協議会という名称が使用できるように、第2章第2条に第2項を加え、市町村国民健康保険事業の運営に関

する協議会の名称を、明和町国民健康保険運営協議会とする規定をいたしました。

附則といたしまして、この条例は平成30年4月1日施行といたします。

以上でございます。

○副議長（乾 健郎） 詳細説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○副議長（乾 健郎） 質疑される方がないので、これで議案第9号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○副議長（乾 健郎） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから、議案第9号 明和町国民健康保険条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第9号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（ 全 員 起 立 ）

○副議長（乾 健郎） 起立全員です。

したがって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第10号の上程～採決

○副議長（乾 健郎） 日程第20 議案第10号 明和町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（寺前 和彦） ただいま上程されました、議案第10号 明和町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、平成30年1月31日に、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が公布され、国民健康保険税の課税限度額を引き上げるとともに、軽減対象世帯に係る所得判定基準を改めるため、所要の改正をしようとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○副議長（乾 健郎） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（松井 友吾） 詳細説明を申し上げます。

当条例は、平成30年度税制改正大綱において、国民健康保険税の基礎賦課額にかかる賦課限度額を、54万円から58万円に引き上げることとなりました。また、軽減対象者に対し、被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得判定基準において、5割軽減基準については、27万円から27万5,000円に、2割軽減基準については、49万円から50万円に引き上げることとなりました。

このことにより、中間層の被保険者の負担を配慮した、保険税の見直しが可能となるものでございます。なお、本条例の施行日は、平成30年4月1日でございます。

ご審議の上、お認めいただきますよう、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○副議長（乾 健郎） 詳細説明が終わりましたので、これから質疑を行い

ます。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○副議長(乾 健郎) 質疑される方がないので、これで議案第10号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○副議長(乾 健郎) 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから、議案第10号 明和町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第10号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全 員 起 立)

○副議長(乾 健郎) 起立全員です。

したがって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第11号から15号の上程～採決

○副議長(乾 健郎) お諮りします。

日程第21 議案第11号から、日程第25 議案第15号までを一括上程し、議題としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○副議長(乾 健郎) ご異議なしと認めます。

したがって、

- 日程第21 議案第11号 明和町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例を改正する条例
- 日程第22 議案第12号 明和町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第23 議案第13号 明和町介護保険法に基づき指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第24 議案第14号 明和町介護保険法に基づく地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第25 議案第15号 明和町指定居宅介護支援等の事業の人員、設備及び運営に関する基準条例の制定

を一括上程し、議題とします。

○副議長（乾 健郎） 提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（寺前 和彦） ただいま一括上程されました、議案第11号から議案第15号について、その提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第11号 明和町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例については、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令に基づき、所要の改正をしようとするものでございます。

次に、議案第12号 明和町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例については、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令に基づき、所要の改正をしようとするものでございます。

次に、議案第13号 明和町介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例については、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令に基づき、所要の改正をしようとするものでございます。

次に、議案第14号 明和町介護保険法に基づき地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の一部を改正する条例については、介護保険法施行規則の一部を改正する省令の一部改正に伴い、主任介護支援専門員の定義改正の際の経過措置規定について、所要の改正をしようとするものでございます。

次に、議案第15号 明和町指定居宅介護支援等の事業の人員、設備及び運営に関する基準条例の制定については、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律により、これまで都道府県が所管していた指定居宅介護支援事業所の指定権限が市町村に移管されるため、本条例を制定しようとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○副議長（乾 健郎） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

長寿健康課長。

○長寿健康課長（菅野 由美） それでは、議案第11号から詳細説明を申し上げます。

議案書の22ページでございます。また、資料につきましては、6-2-4でございます。

主な改正内容といたしまして、高齢者と障がい者が同一の事業所で、サービスを受けやすくするため、介護保険制度と障害者福祉制度に、平成30年度より共生型サービス事業が位置づけられることになりました。

それに関連する条例改正と、がん末期の方が常時看護師の観察が必要なサービスを受ける指定療養通所介護事業所の利用定員などの基準の変更による改正でございます。

また、介護医療院が介護保険施設として、新規に創設されたことにより、認知症対応の通所介護や、入所型の生活介護施設サービスに係る条文についての文言修正や、介護事業所における身体的拘束等の適正化、緊急時の対応などの基準を規定するための改正でございます。

定例会資料6-2-4ページからでございます。

まず目次のところでは、第5節に共生型地域密着型サービスに関する基準を加え、指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準を、第6節とするものでございます。

第1条の主旨では、介護保険法に共生型地域密着型サービス事業が位置づけられたことによる条文の改正です。定期巡回、臨時対応型訪問介護看護従事者の人数の第6条から第32条におきましては、従事者の経験年数の変更や勤務時間や勤務体制の変更です。

資料6-2-8の第5節、共生型地域密着型サービスに関する基準の第59条の20の2では、地域密着型通所介護サービスに共生型地域密着型通所介護が加えられたことにより、その事業を行う基準や利用者を規定し、資料6-2-10の59条の20の3では、運営や設備に関する基準について、類似する訪

問介護や通所介護などの施設の規定を準用することと定めております。

第6節、指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準では、改正で、第59条の25で、利用定員を18人とし、59条の27で、内容及び手続きの説明及び同意において、重要事項に関する規定と改正するものでございます。

資料6-2-11からの第61条では、認知症対応型通所介護や、第82条では小規模多機能型居宅介護、第11条では認知症対応型共同生活介護、第130条では地域密着型特定施設入所者生活介護、第151条では地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、第191条では看護小規模多機能型居宅介護のサービス事業所として、介護医療院が含まれることになったため、条文中に介護医療院を表記してあります。

また、それぞれの介護事業所における身体的拘束の適正化を図ることや、緊急時の対応、サテライト型の従業員の入室等についても、項目が追加されることになりました。

附則といたしまして、この条例は平成30年4月1日から施行といたします。以上です。

次に、議案第12号の詳細説明をいたします。

定例会資料は6-2-29からをご覧ください。

主な改正内容といたしまして、介護医療院が介護保険施設として、新規に創設されることによる、介護予防認知症対応の通所介護や、介護予防入所介護サービスの基準等に関連する条文の文言修正、及び介護事業所の定員数、従業員や利用定員、身体的拘束の適正化などの基準を規定するための改正でございます。

定例会資料の6-2-29の第5条第1項、第45条第3項、第46条、第60条第3項、第72条第2項、第73条及び第83条第3項中の条文中の介護老人保健施設を介護老人保健施設介護医療院に条文を改めております。

第9条の1項では、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設のユニッ

トごとの1日あたりの定員を、12人以下と改めて、第44条6項の表におきまして、介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設できる施設に、介護医療院を加えております。

資料6-2-32の78条第3項では、身体的拘束の適正化を図るための措置を講じる規定を定めております。

附則といたしましては、この条例は平成30年4月1日から施行といたします。

次に、議案第13号の詳細説明をいたします。

定例会資料は6-2-34からをご覧ください。

基本方針の第2条第4項に、指定介護予防支援事業者と連携する事業所に、指定特定相談支援事業者を加え、内容及び手続きの説明及び同意の第5条第2項に、利用者が複数の指定介護予防サービス事業者を紹介することを認めることができるとした条文を加えております。

第3項として、介護予防支援の提供及び入院した場合における担当者の報告の規定を新たに加えたため、第5条第3項から第7項が、項ズレとなり、それに伴い条文中の項目番号も改めております。

第31条の指定介護予防支援の具体的取扱方針では、第9号において、サービス担当者会議への利用者との家族の参加を求め、第14条の2項2では、担当職員の医師や歯科医師などへの情報提供。

第21号の2では、介護予防サービス計画の医師への交付を求めています。

附則といたしまして、この条例は平成30年4月1日から施行といたします。

次に、議案第14号の詳細説明をいたしますので、定例会資料6-2-38をご覧ください。

地域包括支援センターには、主任介護支援専門員の配置が必須の条件となっております。介護保険法施行規則の一部を改正する条例改正により、主任介護支援専門員の定義規定については、平成28年に主任介護支援専門員に更新制が導入された際に、一部改正が行われました。

しかし、その定義に不明確なところがあり、平成29年に、再度改正が行われた経緯がありますが、今回その際の経過措置について、さらなる手当が必要な区分があるため、改正をするものでございます。

第2条第1項第3号の140の66号第1号イ、3の規定が、健診研修の受講要件を満たす者は経過措置期間が終了するまでは、主任介護支援専門員と見なすこととするものでございます。

この条例の附則といたしましては、この改正は、平成30年4月1日からの施行といたします。

最後に、議案第15号、明和町指定居宅介護支援等の事業の人員、設備及び運営に関する基準条例の制定につきまして、詳細説明を申し上げます。

この条例につきましては、省令による指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準に準じた、基準条例として制定するものでございます。

主な内容といたしましては、都道府県が行っていた指定居宅介護支援事業所の指定等について、平成30年4月から市町村へ移管となることにより、基本方針や人員、設備、運営に関する基準について、定めるものでございます。

第1章の総則の第1条から第3条では、条例の主旨、定義などを定めております。

第2章の指定居宅介護支援の第1節では、第4条において、基本方針として、指定居宅介護支援事業として、居宅での自立した日常生活を支援する方針等を定めております。

第2節の人員に関する基準では、第5条で従業員の人数、第6条では管理者の配置基準を定めております。

第3節では、第7条として、事業所の設備及び備品に関する基準を定めております。

第4節では、運営に関する基準として、第8条から第32条まで定めており、主なものでは、第8条では、指定居宅介護支援事業者として、利用者への重要事項についての説明と、同意やサービス事業所の紹介、そして、サービス

提供の際に必要な重要事項の提供に関する、電磁的方法の基準などについて、定めております。

第11条では、指定居宅介護支援の提供を求められた場合の受給資格等の確認、第12条では被保険者の要介護認定の申請に係る援助の規定を定めております。

第17条では、指定居宅介護支援の具体的な取扱方針の基準を定めており、1号では介護支援専門員の居宅サービス計画の作成に対する業務。2号では利用者または家族などへの説明について。7号ではアセスメントとして解決すべき課題を、訪問及び面接により把握して、適切な居宅サービス計画の作成。9号では、利用者の状況等を情報共有をするサービス担当者会議の開催。14号では、モニタリングとして、利用者や家族、事業所との連絡調整。19号では、訪問介護などのサービスを受ける場合の利用者の同意と主治医の意見書の取得について。22号では、福祉用具の貸与や購入する際の計画書への記載など、介護支援専門員が利用者や家族、事業所との連携する具体的な業務内容を定めております。

第21条では、管理者の責務。

第22条では、運営規定として、指定居宅介護支援事業所ごとの運営に関する事業の目的及び運営方針や職員の職種、営業日などの事項を定めております。

第24条では、従業員の健康管理について。

第26条では、秘密保持。

第29条では、苦情の処理について。

第30条では、事故が発生した時の対応。

第32条では、記録の整備などを定めております。

附則といたしまして、この条例は平成30年4月1日から施行といたします。

ただし第17条第18号の2の規定は、同年10月11日から施行とするとし、経過措置といたしまして、平成33年3月31日までの間は、第6条第2項の規定に関わらず介護支援専門員を同条第1項に規定する管理者とすることができ

るといたします。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○副議長（乾 健郎） 一括上程しました議案の詳細説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

まず、議案第11号の質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○副議長（乾 健郎） 質疑される方がないので、これで議案第11号の質疑を終わります。

続きまして、議案第12号の質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○副議長（乾 健郎） 質疑される方がないので、これで議案第12号の質疑を終わります。

続きまして、議案第13号の質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○副議長（乾 健郎） 質疑される方がないので、これで議案第13号の質疑を終わります。

続きまして、議案第14号の質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○副議長（乾 健郎） 質疑される方がないので、これで議案第14号の質疑を終わります。

続きまして、議案第15号の質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○副議長（乾 健郎） 質疑される方がないので、これで議案第15号の質疑を終わります。

以上で一括上程した議案の質疑を終わります。

○副議長（乾 健郎） これから討論を行います。

討論は一括上程した全議案を対象に行います。

一部の議案についてのみ討論される方は、議案名を明確にした上で、討論されるようお願いいたします。

討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○副議長（乾 健郎） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

○副議長（乾 健郎） これから、一括上程した議案の採決を行います。

議案第11号 明和町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第11号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（ 全 員 起 立 ）

○副議長（乾 健郎） 起立全員です。

したがって、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

○副議長（乾 健郎） 続きまして、議案第12号 明和町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第12号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（ 全 員 起 立 ）

○副議長（乾 健郎） 起立全員です。

したがって、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

○副議長（乾 健郎） 続きまして、議案第13号 明和町介護保険法に基づく指定介護予防等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第13号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（ 全 員 起 立 ）

○副議長（乾 健郎） 起立全員です。

したがって、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

○副議長（乾 健郎） 続きまして、議案第14号 明和町介護保険法に基づく地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第14号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（ 全 員 起 立 ）

○副議長（乾 健郎） 起立全員です。

したがって、議案第14号は、原案のとおり可決されました。

○副議長（乾 健郎） 続きまして、議案第15号 明和町指定居宅介護支援等の事業の人員、設備及び運営に関する基準条例の制定を採決します。

議案第15号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（ 全 員 起 立 ）

○副議長（乾 健郎） 起立全員です。

したがって、議案第15号は、原案のとおり可決されました。

以上で、上程した議案の採決を終わります。

○副議長（乾 健郎） お諮りします。

議事整理のため暫時休憩したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○副議長（乾 健郎） 異議なしと認めます。

よって、暫時休憩いたします。

10時40分まで休憩とします。

（午前 10時 25分）

○副議長（乾 健郎） 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 10時 40分）

◎議案第16号の上程～採決

○副議長（乾 健郎） 日程第26 議案第16号 明和町都市公園条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（寺前 和彦） ただいま上程されました、議案第16号 明和町都市公園条例の一部を改正する条例について、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、当条例で、公園予定区域を決定した箇所が、完成したことによりその区域から5カ所を除くとともに、新たに3カ所を区域に定めようとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○副議長（乾 健郎） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求

めます。

まち整備課長。

○まち整備課長（堀 真） 失礼いたします。

議案第16号 明和町都市公園条例の一部を改正する条例につきまして、詳細説明をさせていただきます。

今回、改正をお願いさせていただきます、明和町都市公園条例第22条に定める、公園予定区域の変更により、同条例の別表第2表を改めさせていただきますのでございます。

議会資料の9-1-5の新旧対照表をご参照していただきたいと思っております。

まず、都市公園法第2条2の規定によりまして、都市公園の供用開始に基づきまして、上から奈良古道、柳原区画広場、坂本古墳公園、下園東区画広場、御館区画広場の5箇所を、別表第2から削除させていただくものでございます。

今回、完成させていただきました公園につきましては、資料9-1-6に、位置と写真を付けさせていただいておりますので、ご参照していただきたいと思っております。

次に、斎宮跡・文化観光課所管におきまして、今後、都市公園予定区域といたしまして、斎王尾野湊御禊場跡公園、佐々夫江行宮跡公園、旧陸軍通信連隊跡公園、こちらの3箇所を新たに定めさせていただくもので、第2表に追加をさせていただくものでございます。

以上、5地区の削除と3地区の追加をお願いさせていただくものでございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○副議長（乾 健郎） 詳細説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○副議長（乾 健郎） 質疑される方がないので、これで議案第16

号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○副議長(乾 健郎) 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから、議案第16号 明和町都市公園条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第16号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全 員 起 立)

○副議長(乾 健郎) 起立全員です。

したがって、議案第16号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第17号の上程～採決

○副議長(乾 健郎) 日程第27 議案第17号 明和町空家等の適正管理に関する条例の制定を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(寺前 和彦) ただいま上程されました、議案第17号 明和町空家等の適正管理に関する条例の制定につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、空家等の所有者等に適正な管理を促し、空家等の活用及び流通を促進するほか、町民の生活環境の保全を図るための空家等の対策を推進するため、本条例を制定しようとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議の

上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○副議長（乾 健郎） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

人権生活環境課長。

○人権生活環境課長（世古口 和也） 失礼します。

それでは、議案第17号 明和町空家等の適正管理に関する条例の制定につきまして、詳細説明を申し上げます。

議案書の55ページをお願いいたします。

第1条は主旨といたしまして、空家等の活用及び流通を促進するほか、空家等の適正な管理に関し必要な事項を定めることによりまして、町民の生命・身体及び財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図るため、特措法の規定に基づき、明和町が実施する空家等に関する施策に関し、必要な事項を定めるとしております。

第2条は、定義でございます。

第3条は、空家等の適正な管理ということで、空家等の所有者等は特措法にいう特定空家等は、第2号以下のような管理運営状態とならないよう、自らの責任において、空家等を適正に管理しなければならないとしております。

次の56ページをお願いいたします。

第4条は、所有者等に活用の促進に努め、活用を図るものとしております。

第5条は、情報提供ということで、住民等から空家等の情報をいただきます。

第6条は、情報提供を受けた時は、空家等の所在及び所有者等を把握するための調査などを必要な調査を行うことができるとしております。第2項では、必要な限度において、立入調査等もできるということにしております。

第7条は、特措法に基づく特定空家等に対する措置の規定でございまして、第1項が助言、指導。第2項が勧告。第3項が命令。第4項が行政代執行についての定めでございます。

57ページの第5項は、所有者等が明らかでない時の措置について、第6項については、管理不全状態のものへの準用規定で、管理不全状態のものについても、助言、指導、勧告ができることを規定しております。

第8条は、緊急安全措置といたしまして、第1項は、管理保全状態に起因して危険な状態が窮迫している場合には、その危害を予防し、または損害の拡大を防ぐため、必要最小限度の措置を行うことができるとしております。

第2項では、その措置を講じた時には、所有者等に通知しなければならないということで、ただし過失がなく、当該空家等の所有者等が覚知することができない場合には、その限りではないとしております。

その場合は、第3項にありますように、実施内容を公告しなければなりません。

第4項で、緊急安全措置を講じた時は、その費用を所有者等から徴収できるとしております。また、第9条では、軽微な措置といたしまして、管理不全状態となっている空家等で開放されている門扉等の閉鎖等をですね、軽微な措置も行うことができるという規定でございます。

めくっていただきまして、58ページですが、第10条は関係機関との連携についての規定。

第11条は、委任でございます。

この条例は公布の日から施行することといたしております。

以上で詳細説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○副議長（乾 健郎） 詳細説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○副議長（乾 健郎） 質疑される方がないので、これで議案第17号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○副議長(乾 健郎) 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから、議案第17号 明和町空家等の適正管理に関する条例の制定を採決します。

議案第17号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全 員 起 立)

○副議長(乾 健郎) 起立全員です。

したがって、議案第17号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第18号の上程～採決

○副議長(乾 健郎) 日程第28 議案第18号 明和町津波避難タワーの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(寺前 和彦) ただいま上程されました、議案第18号 明和町津波避難タワーの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、大堀川新田津波避難タワー、北藤原・川尻津波避難タワーの完成を控え、名称及び位置について、所要の改正をしようとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○副議長(乾 健郎) 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求

めます。

防災企画課長。

○防災企画課長（中谷 英樹） それでは、議案第18号 明和町津波避難タワーの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきまして、詳細説明を申し上げます。

大堀川新田津波避難タワー、北藤原・川尻津波避難タワーの完成を控えまして、名称及び位置について、所要の改正を行うものでございます。

定例会資料2-1-1に、条例の新旧対照表を付けておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

第3条、施設の名称及び位置につきまして、下線の箇所について、付け加えるものでございます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○副議長（乾 健郎） 詳細説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○副議長（乾 健郎） 質疑される方がないので、これで議案第18号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○副議長（乾 健郎） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから、議案第18号 明和町津波避難タワーの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第18号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（ 全 員 起 立 ）

○副議長（乾 健郎） 起立全員です。

したがって、議案第18号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第19号の上程～採決

○副議長（乾 健郎） 日程第29 議案第19号 明和町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（寺前 和彦） ただいま上程されました、議案第19号 明和町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、その提案理由を申し上げます。

本件は、この度の給与法の改正により、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令が改正されたことに伴い、所要の改正をしようとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○副議長（乾 健郎） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

防災企画課長。

○防災企画課長（中谷 英樹） それでは、議案第19号 明和町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例につきまして、詳細説明を申し上げます。

平成28年11月に、一般職の職員の給与に関する法律が改正され、これに伴い扶養手当の支給額が改定されました。この給与法の改正により、非常勤消防団員等にかかる損害補償の基準を定める政令が改正されたことから、明和

町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正するものでございます。

定例会資料2-2-1、条例新旧対照表をご覧くださいと思います。

第2条では、下線箇所について、第5条第3項、補償基礎額では下線のとおり改めるものでございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○副議長（乾 健郎） 詳細説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○副議長（乾 健郎） 質疑される方がないので、これで議案第19号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○副議長（乾 健郎） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから、議案第19号 明和町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第19号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（ 全 員 起 立 ）

○副議長（乾 健郎） 起立全員です。

したがって、議案第19号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第20号の上程～採決

○副議長（乾 健郎） 日程第30 議案第20号 明和町道路線の認定につい

てを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（寺前 和彦） ただいま上程されました、議案第20号 明和町道路線の認定について、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、既に完成した住宅開発に伴い町道路線の認定を行う必要が生じたため、道路法第8条第2項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものがございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○副議長（乾 健郎） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

まち整備課長。

○まち整備課長（堀 真） それでは、議案第20号 明和町道路線の認定について、詳細説明をさせていただきます。

議会資料9-1-1をご参照していただきたいと思います。

路線認定の一覧表になっております。

10本の路線を認定させていただくものがございます。

次のページ、資料9-1-2から9-1-4まで、認定路線の位置図と写真を付けさせていただいております。

今回、認定させていただく路線は、すべて開発行為に伴う町への都市計画法40条による帰属案件でございます。

それでは、個々について、ご説明をさせていただきたいと思います。

9-1-2の資料をご参照していただきたいと思います。

まず1番目でございます。

明和の里の前の道路、明和中央線を越えたところの道路でございます。こちらを上御糸南45号線として、認定をお願いさせていただくものございま

す。

次に、1番のところから伊勢側に進んでいただき、相野橋手前の開発行為による道路、上御糸南46号線、47号線として認定をお願いさせていただくものでございます。

次に、齋宮北野地内で4本の町道認定をお願いさせていただいております。

4番、5番として、北野の墓地付近の開発に伴うもので、北野70号線、71号線として、町道認定をお願いしております。

6番目として、明和中央線として並行する町道の開発に伴う道路で、北野72号線として、町道認定をお願いしております

7番目といたしまして、その横の開発に伴うもので、北野73号線として町道認定をお願いするものでございます。

次に、資料9-1-3をご参照していただきたいと思います。

県道多気停車場斎明線、麻生地内の開発行為に伴います町道認定で、上村19号線として、お願いしております。

次に、資料9-1-4をご参照していただきたいと思います。

明星駅前の開発行為に伴うもので、9番、明星93号線と、10番、明星94号線の2路線の認定をお願いさせていただいております。

以上、10路線を今回、町道認定させていただきたく、お願いするものでございます。

どうぞよろしく願いいたします。

○副議長（乾 健郎） 詳細説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○副議長（乾 健郎） 質疑される方がないので、これで議案第20号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○副議長(乾 健郎) 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから、議案第20号 明和町道路線の認定についてを採決します。

議案第20号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全 員 起 立)

○副議長(乾 健郎) 起立全員です。

したがって、議案第20号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第21号の上程～採決

○副議長(乾 健郎) 日程第31 議案第21号 平成29年度 管工－5 宮川流域関連公共下水道事業管路施設工事 16工区 請負契約の変更を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(寺前 和彦) ただいま上程されました、議案第21号 平成29年度 管工－5 宮川流域関連公共下水道事業管路施設工事 16工区 請負契約の変更について、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、平成29年9月12日の定例会においてお認めいただいた請負契約の変更です。この変更は、推進工法の管口径をφ250mmからφ300mmに変更したこと及び管布設工事の延長に伴い契約額を増額する必要が生じたため、地方自治法第96条第1項第5号の規定並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により請負契約の変更をお願いするものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○副議長（乾 健郎） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（菅野 亮） 議案第21号 平成29年度 管工－5 宮川流域関連公共下水道事業管路施設工事 16工区 請負契約の変更について、詳細説明を申し上げます。

追加でお配りしました、定例会資料の10－2－1をご覧ください。

本工事は、明星自治会、新茶屋自治会から流下する汚水を、三重県宮川流域下水道が設置する5号接続点に接続する路線の管路施設工事で、平成29年9月の定例会においてお認めいただき、9月12日付けで工事請負契約を締結したものでございます。

図面の中央ですが、整備区間内に幹線排水路のボックスカルバートがあり、これを横断するために、延長88.92mの推進工事を行っていました。ボーリングの調査結果から、当初設計では、最大礫径を90mmと想定しておりましたが、推進管しん付近で、最大礫径240mmの玉石が採取されましたので、推進工法の性能比較及び経済比較等の検討を行い、推進管を250mmから300mmに変更いたしました。

また、地下埋設物等を避けるために、施工延長を1m延長、それから開削工法による管布設工についても、1.88m延長し、268.2mといたしました。推進管の口径変更により、管財納期に期間を要することから、工期変更も検討いたしました。当初契約どおり3月末の完成が見込めるため、今回、増額による請負契約の変更をお願いするものでございます。

議案書の2ページをご覧ください。

3の契約金額でございますが、変更前金額7,452万円に353万9,160円を増額し、変更後の金額は、7,805万9,160円でございます。

契約の相手方は、有限会社辻井組でございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○副議長（乾 健郎） 詳細説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○副議長（乾 健郎） 質疑される方がないので、これで議案第21号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○副議長（乾 健郎） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから、議案第21号 平成29年度 管工－5 宮川流域関連公共下水道事業管路施設工事 16工区 請負契約の変更を採決します。

議案第21号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（ 全 員 起 立 ）

○副議長（乾 健郎） 起立全員です。

したがって、議案第21号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第8号から第15号の一括上程

○副議長（乾 健郎） お諮りします。

日程第32 議案第22号から、日程第39 議案第29号までを一括上程し、議題としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○副議長(乾 健郎) ご異議なしと認めます。

したがって、

日程第32 議案第22号 平成29年度明和町一般会計補正予算(第8号)

日程第33 議案第23号 平成29年度明和町斎宮跡保存事業特別会計補正予算(第5号)

日程第34 議案第24号 平成29年度明和町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)

日程第35 議案第25号 平成29年度明和町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)

日程第36 議案第26号 平成29年度明和町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)

日程第37 議案第27号 平成29年度明和町介護保険特別会計補正予算(第3号)

日程第38 議案第28号 平成29年度明和町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)

日程第39 議案第29号 平成29年度明和町水道事業会計補正予算(第3号)

を一括上程し議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(中井 幸充) ただいま一括上程されました、議案第22号から議案第29号につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第22号 平成29年度明和町一般会計補正予算(第8号)につきましては、総額8億1,383万8,000円の増額補正をお願いするものでございます。

補正の主なものにつきましては、総務費では、一般管理費の職員手当で台風災害の復旧対策等に伴う時間外勤務手当の増額、災害対策費で津波対策緊

急整備事業の設計委託料や工事請負費の入札差金による減額、耐震補強計画補助の実績に伴う減額、地方創生推進交付金事業費で委託料の実績に伴う減額、また、明和土地改良区総代選挙費で経費の確定による減額補正などをお願いしています。

民生費では、障がい者福祉費で、実績見込みに基づく介護給付費の増額、児童保育費で保育所等の運営に係る給付費の実績に伴う減額補正等、また、新認定こども園造成工事費用に対する補助をそれぞれお願いしています。

衛生費では、環境衛生費で、伊勢広域環境組合負担金の精算による減額補正、母子衛生費で実績見込みに基づく、予防接種委託料の増額補正、また、下水道処理費で、松阪地区広域衛生組合負担金の確定に伴う減額補正をそれぞれお願いしています。

農林水産業費では、農業振興費で交付実績に伴う水田病虫害防除対策支援助成及び青年就農給付金の減額補正、農地費の県営パイプライン事業で、事業費の確定に伴う負担金の増額補正等をお願いしています。

土木費では、地籍調査費で事業の確定見込みによる減額、河川総務費で台風災害に係る急傾斜地災害緊急対策事業負担金の追加補正、また、下水道費で農業集落排水事業特別会計及び公共下水道事業特別会計への繰出金の減額補正をそれぞれお願いしています。

消防費では、常備消防費で松阪地区広域消防組合負担金の確定に伴う減額補正をお願いしています。

教育費では、中学校建設に係る工事請負費等の追加補正を、学校運営費で就学奨励費等の実績見込みによる減額補正を、文化財保存活用費で一般文化財発掘調査受託事業の実績に伴う各経費の減額補正をお願いしています。

諸支出金は、各基金費へ積み立てる基金積立金の追加補正をお願いしています。

これらに対する歳入は、国庫支出金、県支出金、町債などを充てています。

次に、議案第23号 平成29年度明和町斎宮跡保存事業特別会計補正予算

(第5号)については、歴史的風致維持向上計画に係る電柱工事補償の増額と、台風災害対策での修繕料の工事差金による減額補正が主なものでございます。

次に、議案第24号 平成29年度明和町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)については、国保会計から一般会計へ法定外繰入分を返還する一般会計繰出金の増額補正が主なものでございます。

次に、議案第25号 平成29年度明和町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)については、事業の実績見込みに伴う減額補正と基金積立金の追加補正が主なものでございます。

次に、議案第26号 平成29年度明和町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)については、公共下水道総務費で宮川流域下水道負担金の確定に伴う減額補正、また、施設建設事業費で事業確定に伴う工事請負費の増額と水道移転補償費の減額補正が主なものでございます。

次に、議案第27号 平成29年度明和町介護保険特別会計補正予算(第3号)については、実績見込みに伴う居宅介護サービス計画給付費や介護予防住宅改修費の追加補正が主なものでございます。

次に、議案第28号 平成29年度明和町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)については、事業の実績見込みに伴う増額補正と、一般会計繰出金の精算による追加補正が主なものでございます。

次に、議案第29号 平成29年度明和町水道事業会計補正予算(第3号)については、会計の精算見込みに伴う減額補正が主なものでございます。

詳細につきましては、それぞれ担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

◎議案第22号の詳細説明

○副議長（乾 健郎） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

まず、議案第22号の歳出からお願いします。

黄色の表紙、予算に関する説明書、平成29年度補正予算、水色の一般会計予算説明書の13ページ、歳出、第2款・総務費からお願いします。

総務課長。

○総務課長（西口 和良） 2款・総務費、1目・一般管理費で500万円の追加補正をお願いします。3節・職員手当等で500万円は、職員の時間外勤務手当で実績見込みにより、追加補正をお願いするものでございます。

増額の主な要因は、昨年10月の台風被害の復旧業務等により、時間外勤務が増えたことによるものでございます。

次に、5目・財産管理費は105万6,000円の減額補正をお願いいたします。

13節・委託料で105万6,000円の減額、これは耐震診断調査業務委託料の入札差金による減額でございます。

以上です。

○副議長（乾 健郎） 防災企画課長。

○防災企画課長（中谷 英樹） 6目・総合行政システム費は、437万5,000円の減額となります。12節・役務費は72万円の減額で、子育てワンストップサービス接続、LG1、ASP利用料につきましては、ワンストップサービスの開始がずれ込んだことと、初期費用の免除による減額となっております。

13節・委託料は176万6,000円の減額となります。サーバー構築設定委託料で被災者支援システム構築で、当初の設計とは異なり、既存システム、イーアドでございますが、メインサーバーとすることで、新たなシステムを構築することが不要になったため、145万2,000円の減と、今年度導入いたしましたプリンターの保守料について、メーカー6カ月保証で対応したことによりまして、31万4,000円を減額するものでございます。

14節・使用料及び賃借料は38万9,000円の減で、事務機器借上契約の差金

によるものでございます。

13節・行政チャンネル費でございますが、委託料は150万円の減額で、町長記者会見、定例会、一般質問などの番組製作実績による減となります。

続きまして、7目・企画費は408万8,000円の減額となります。1節・報酬は134万円の減額で、総合計画審議会の未開催により6万円の減と、地域おこし協力隊1名未採用により124万4,000円を減額するものでございます。

8節・報償金は95万円の減額で、地方創生会議委員謝金は、会議開催実績により20万円の減、地域おこし協力隊活動補償費75万円は、1名未採用による減額となります。

11節・需用費、印刷製本費は29万4,000円の減額で、ふるさと納税チラシ、発送用封筒など実績による減額となります。

13節・委託料は154万円の減額で、明和町総合戦略見直し業務等を外部委託せずに、独自に修正したことによる減が54万円、地域おこし協力隊支援委託につきましても、町ホームページへの掲載に切り換え、独自実施したことによりまして、100万円の減となっております。

9目・災害対策費は4,721万7,000円の減額となります。

9節・旅費は34万9,000円の減額で、災害出動回数の実績に伴うものでございます。

13節・委託料は10万8,000円の減額で、家具固定委託の実績に伴うものでございます。

19節・負担金補助及び交付金は203万8,000円の減額となります。消火栓用具格納庫設置補助は、申請がなかったため15万円全額を減、自主防災活動強化助成金は、申請が2自治会であったため、3自治会分180万円の減額となります。

それと三重県防災行政無線運営協議会分担金につきましても、精算により8万8,000円の減額となっております。

23節・償還金利子及び割引料は、10万3,000円の減額となります。これは

1月17日、18日に平成28年度に実施しました、明和町デジタル防災行政無線移動系の整備事業に関しまして、会計検査を受けましたところ、実績報告書に記載のあった出精値引につきまして、補助額と補助対象額に按分するように求められました。総務省と相談の結果、補助額に差異が出た金額について返還するものでございます。

続きまして、津波対策緊急整備事業でございます。

11節・需用費は143万6,000円の減額で、タワーに備蓄する資機材の契約差金となります。

12節・役務費は20万8,000円の減額で、タワー用地の草刈り等の管理費について、実績により減額するものでございます。

13節・委託料は500万円の減額で、山大淀津波避難タワー設計委託料の減額となります。

15節・工事請負費は3,100万円の減額となります。大堀川新田津波避難タワー建設工事費が600万円の減、下藤原・川尻津波避難タワー建設工事費が2,100万円の減、大堀新田津波避難タワー造成工事費が400万円の減で、ともに契約差金となっております。

次に、木造住宅耐震化助成事業でございます。

19節・負担金補助及び交付金は321万1,000円の減額となります。木造住宅耐震補強補助は91万1,000円の減、ブロック塀等除去改修事業補助は、実績により200万円の減、木造住宅耐震簡易補強補助30万円は、申込がなかったため全額減額いたします。

以上でございます。

○副議長（乾 健郎） 人権生活環境課長。

○人権生活環境課長（世古口 和也） 12目・地域振興費は201万1,000円の増額で、13節・委託料は町民バス運行委託料で、利用者等の見込減と、4月から75歳以上の無料化を実施したことにより、収入減による実績見込みによる増額でございます。

○副議長（乾 健郎） 防災企画課長。

○防災企画課長（中谷 英樹） 13目・地方創生推進交付金事業費は、415万9,000円の減額となります。

13節・委託料は、415万9,000円の減額で、大学共同事業委託は310万円の減、雅楽作曲等委託は26万3,000円の減、観光DMO体制整備委託は26万1,000円の減となり、契約実績に伴うものでございます。

移住定住促進事業PR委託は53万5,000円の減で、これも独自事業実施による減額となっております。

○副議長（乾 健郎） 税務課長。

○税務課長（松井 友吾） 税務総務費、13節・委託料で、529万4,000円の減額で、4件ございます。1件は、固定試算管理システム移動修正委託料で、法務局からの通知書に基づき、移動修正をかける処理で、法務局からの通知自体が、翌年度に遅れることになったことによりまして、当初予定分の処理ができなくなりまして、343万6,000円の減額となります。

次に、時点修正鑑定業務委託料の2万2,000円と、路線価評価データ作成委託料の135万円、地籍図修正作業委託料の48万6,000円は、落札差金による精算でございます。

以上でございます。

○副議長（乾 健郎） 人権生活環境課長。

○人権生活環境課長（世古口 和也） 項3・戸籍住民基本台帳費は、1目・戸籍住民基本台帳費131万9,000円の減額でございます。13節・委託料は、電算委託料で、個人番号制度にかかる旧姓併記の対応システム改修で、システム元会社の開発作業が遅れ、電算会社も改修作業が今年度はできない見込みでございまして、その分の予算を減額させていただくものでございます。

○副議長（乾 健郎） 総務課長。

○総務課長（西口 和良） 17ページ、18ページをご覧ください。

4項・選挙費、2目・明和町土地改良区総代選挙費は60万1,000円の減額

補正をお願いいたします。当選挙が無投票という結果になったことに伴い、予算の未執行分を減額させていただきます。

まず、1節・報酬は、24万円の減額でございます。内訳として、投票管理者報酬が6万3,000円の減、投票立会人報酬が10万7,000円の減、選挙立会人報酬が7万円の減額でございます。

3節・職員手当等は、時間外勤務手当で26万1,000円の減、8節・報償費は、携帯電話謝礼で3,000円の減、9節・旅費は、費用弁償で6,000円の減額でございます。

次に、11節・需用費は5万5,000円の減額でございます。内訳として消耗品費で8,000円、燃料費で5,000円、食糧費で4万2,000円の減額でございます。

12節・役務費は、郵送料で2万4000円減額、13節・委託料は、計数器等調整委託料で1万2,000円の減額でございます。

○副議長（乾 健郎） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（下村 由美子） 3款・民生費、1項・社会福祉費、1目・社会福祉総務費で119万6,000円の追加補正をお願いしています。

20節・扶助費の高齢者重度心身障害者タクシー助成の119万6,000円の追加補正は、高齢者の交付対象者が増加しており、年度末において費用額に不足が生じることから、追加補正をお願いするものです。

因みに、昨年度末の高齢者の交付対象者は277名でありましたが、今年度、平成30年2月末現在では306名の方に交付しております。

○副議長（乾 健郎） 長寿健康課長。

○長寿健康課長（菅野 由美） 3目・後期高齢者医療事務費で、246万7,000円の減額をお願いしております。

28節・繰出金246万7,000円の減額は、後期高齢者医療特別会計への繰出金で、詳細につきましては、後期高齢者医療特別会計で説明させていただきます。

○副議長（乾 健郎） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（下村 由美子） 5目・障がい者福祉費で、3,342万2,000円の追加補正をお願いしています。

13節・委託料の電算委託料37万8,000円の減額補正は、マイナンバーの国保連合会への電送にかかるシステム改修が不要となったことによります。

20節・扶助費の介護給付費で3,380万円の追加補正をお願いしています。実績見込みにより費用額に不足が生じることから、追加補正をお願いするもので、今年度は前年度と比較すると、放課後等デイサービス事業を利用する障がい児の方が30名から40名に増えたことと、一人あたりの利用日数も増えたこと。

また、居宅介護事業や生活介護事業、就労継続支援事業でも、利用や一人あたりの利用日数が増加したことも、増額の主な要因です。

○副議長（乾 健郎） 長寿健康課長。

○長寿健康課長（菅野 由美） 6目・高齢者福祉費で58万3,000円の増額をお願いしております。

13節・委託料で、25万円の増額は、介護予防支援・介護予防給付業務委託料及び介護予防ケアマネジメント総合事業業務委託料の実績見込みによる増額でございます。

28節・繰出金33万3,000円の増額は、介護保険特別会計への繰出金で、詳細につきましては、介護保険特別会計で説明させていただきます。

○副議長（乾 健郎） 人権生活課長。

○人権生活環境課長（世古口 和也） 9目・社会福祉施設費は17万1,000円の増額でございます。

11節・需用費で、斎宮ふれあいプラザの浄化槽の送風機、上御糸ふれあいプラザの避難誘導灯の修繕が必要になりましたので、その修繕料でございます。

○副議長（乾 健郎） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（下村 由美子） 2項・児童福祉費、1目・児童福祉総務費で、7節・賃金の12万5,000円の追加補正をお願いしています。これはMCネット事業の相談員の臨時職員賃金で、児童虐待等の対応業務で、緊急対応による時間外対応などが多かったことにより、年度末において、費用額に不足が生じることから、追加補正をお願いしているものです。

○副議長（乾 健郎） 教育総務課長。

○教育総務課長（西尾 仁志） 2目・子ども支援対策総務費で、児童センター運営費臨時職員賃金14万円をお願いしております。こちらは単価改正による追加計上でございます。

○副議長（乾 健郎） こども課長。

○こども課長（世古口 哲哉） 6目・子ども支援対策費で481万3,000円の減額をお願いしています。内訳ですが、放課後児童対策費の13節・委託料では、476万3,000円の減額をお願いしています。これは放課後児童クラブを運営してもらっている明宝育成会に対する委託料となりますが、当初予定していた常勤での職員数がなかなか確保できなかったため、実績経費の額が減ってきたことにより減額を行うものです。

子ども・子育て支援地域事業の8節・報償費では、5万円の減額ですが、これは各子育て支援センターで行っています事業の回数を、日程等の関係で、予定より少なくしたことによる減額となります。

次に、7目・児童保育費で、3,332万7,000円の増額をお願いしています。保育所運営費で2,688万円の減額ですが、その内訳の4節・共済費の労働保険料では35万円の減額をお願いしています。これは実績に伴う減額となります。

7節・賃金の臨時保育士賃金につきましては、1,003万3,000円の減額ですが、これは嘱託保育士が予定どおり配置できなかったことによる減額となります。

20節・扶助費の施設型給付費では、1,649万7,000円の減額ですが、これは

斎宮ベビールームの入所児童数が、見込みより少なかったことにより減額を行うものです。

こども園運営費では、6,020万7,000円の増となります。その内訳ですが、7節・賃金で495万3,000円の減額ですが、こちらも嘱託、保育教諭が予定どおり配置できなかったことによる減額となります。

19節・負担金補助及び交付金で4,100万円の増額ですが、これは豊津児童福祉会が整備する、新しいこども園の造成工事関係の費用に対する補助として、概算設計に基づき計上させていただいたものです。

20節・扶助費の施設型給付費では、2,416万円の増額をお願いしています。これは明和ゆたか園などの私立のこども園に対する給付金で、国の公定価格の改定に伴い増額をお願いするものです。

○副議長（乾 健郎） 人権生活環境課長。

○人権生活環境課長（世古口 和也） 款4・衛生費、項1・保健衛生費、2目・環境衛生費は544万2,000円の減額でございます。

19節・負担金補助及び交付金で、伊勢広域環境組合負担金で、今年度の負担金額の確定による減額で、事業実績による精算でございます。

続きまして、4目・清掃費は、43万8,000円の減額でございまして、11節・需用費でゴミ収集での燃料費で、事業実績の見込みによる減額がございます。

○副議長（乾 健郎） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（下村 由美子） 6目・母子衛生費で1,040万円の追加補正をお願いしています。

13節・委託料で900万円の追加補正、そのうち母子衛生費の委託料で760万円の追加補正は、22ページの予防接種委託料です。当初、前年度実績により積算しておりましたが、平成28年10月から始まったB型肝炎の予防接種が1歳になるまで3回接種することになったことや、出生数が前年より多かったことにより、その接種費用が不足すると見込まれることから、増額補正をお

願いするものです。

また母子保健事業の委託料で140万円の追加補正をお願いしています。これは妊婦健診と、乳児健診の健診等委託料で、当初において妊婦と乳児の数をそれぞれ170名で見積もっておりますが、妊婦については対象者が196名、乳児については4カ月健診対象者が230名、10カ月健診の対象者が221名となっており、年度末において、費用額に不足が生じると見込まれることから、追加補正をお願いするものです。

20節・扶助費の養育医療費で、140万円の追加補正をお願いしています。この養育医療費の制度は、1歳未満の低体重児童で、出生時の体重が2,000グラム以下、または2,000グラムを超えていても、指定医療機関の医師が未熟性を認めた場合に、医療費を公費で給付する制度で、前年度の対象者は3名でありましたが、今年度の対象者が8名となることから、年度末において、費用額に不足が生じると見込まれることから、追加補正をお願いするものです。

○副議長（乾 健郎） 上下水道課長。

○上下水道課長（菅野 亮） 7目・下水処理費で1,143万5,000円の減額でございます。

19節・負担金補助及び交付金の減額で、松阪地区広域衛生組合負担金が、投入量実績に伴い761万5,000円の減。合併処理浄化槽設置整備事業補助が、実績により382万円の減額でございます。

広域衛生組合の投入量減少につきましては、農業集落排水、上御糸地区の接続率が進んだことによるものと思われまます。

○副議長（乾 健郎） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（田中 一夫） すいません。

6款・農林水産費、1項・農業費、1目・農業委員会費で、42万4,000円の減額補正をお願いしております。賃金、臨時職員の勤務日数の減による20万円の減でございます。

続きまして、機構集積支援事業で22万4,000円の減額をお願いしております。耕作放棄地の調査を実施しましたが、予定日より早く調査が終了したことによりますものでございます。

8節・報償費、調査員等謝金8万7,000円の減、9節・旅費、調査員等費用弁償4万4,000円を減額しました。

12節・役務費、郵便料5万4,000円の減でございます。

14節・使用料及び賃借料、端末機借上料3万9,000円の減は、三者見積によるものでございます。

以上でございます。

○副議長（乾 健郎） 農水商工課長。

○農水商工課長（高橋 浩司） 失礼します。

2目・農業総務費、3目・農業振興費、2万2,000円の財源振替をしております。

続いて、3目・農業振興費、19節・負担金補助及び交付金、農業振興費及び経営所得安定化対策事業など負担金補助及び交付金につきまして、各助成金、交付金など、事業のそれぞれの実績に伴う精算により、合計519万3,000円の減額をお願いするものでございます。

5目・農地費、13節・委託料、排水機場保守点検委託料で、三重県土地改良事業団体連合会に、排水機場の保守点検契約を結んでおり、その委託料の精算により25万9,000円の減額をお願いするものです。

19節・負担金補助及び交付金、土地改良事業団体連合会負担金で、県営事業の事業費に応じて負担金を支払うもので、事業費の精算により29万7,000円の増額をお願いするものです。

次に、県営パイプライン事業の負担金でございます。斎宮地区で412万7,000円の増額、宮川明和地区で4,076万3,000円の増額をお願いしております。両地区合わせて6億2,500万円の増額補正があったことにより、負担金について増額となったものでございます。

次に、県営地域用水環境整備事業、斎宮池周辺整備負担金につきましては、57万2,000円の減額をお願いしております。こちらにつきましては、県の予算補正はございませんが、事業費の精算により減額をお願いするものでございます。

次に、櫛田川・祓川沿岸土地改良区事業費負担金で、72万7,000円の減額をお願いしております。農業用施設ストックマネジメント事業、いわゆる施設の長寿命化にかかる事業計画書策定に関して、また100%国の補助を受けられるようになったため、町の負担金がなくなったことにより、減額をお願いするものでございます。

次のページで、23、24ページでございます。

多面的機能支払交付金につきましては、137万5,000円の減額をお願いしております。こちらにつきましては、施設の改良などを行う長寿命化活動にかかる交付金が削減されたことによる減額をお願いしております。

以上、合わせて4,251万3,000円の増額をお願いしております。

2項・水産業費、1目・水産振興費、三重県漁港漁場協会負担金につきましては、22万9,000円の増額としております。この負担金は、特別会費として、漁港事業である機能保全事業であるとか、高潮対策事業などの事業費に応じて負担金を支払うこととなっておりますので、今回、計上させていただいております。

次に、三重県市町村水産業振興対策連絡協議会の負担金につきましては、会費の増額を予定しておりましたが、総会において来年度に見送りされたことにより、差額の1万4,000円の減額をお願いするものでございます。

次に、水産振興対策事業補助につきましては、100万円の減額をお願いしております。稚貝放流の稚貝が不足したことにより、予定しておりました事業が実施できなかったことから、減額をお願いするものです。以上、合わせて78万5,000円の減額をお願いしております。

7款・商工費、1項・商工費、2目・商工業振興費、商工業振興費の商業

者事業資金利子補給及び舗装料補助につきまして、こちらの実績に伴い37万円の減額をお願いしております。

3目・6次産業化振興費負担金補助及び交付金の6次産業化支援事業助成金につきまして、今年度活用実施がございませんでしたので、全額を減額お願いしております。

以上です。

○副議長（乾 健郎） 齋宮跡・文化観光課長。

○齋宮跡・文化観光課長（中野 敦夫） 4目・観光費で31万8,000円の減額をお願いします。

まず、8節・報償費5万3,000円の減額、内訳は県から委託を受けております近畿自動車道・歩道パトロールの謝金を1万4,000円の減額、それから、イベント講師謝金3万9,000円の減額は、実績に伴うものです。

9節・旅費で15万円の減額です。これも実績に伴うものでございます。

12節・役務費で11万5,000円の減額です。イベントにおいて、着付けが必要なありませんでしたので、それに伴う郵送料の5万円の減額と、手数料6万5,000円の減額でございます。

以上です。

○副議長（乾 健郎） まち整備課長。

○まち整備課長（堀 真） 8款・土木費、1項・土木管理費、2目・地籍調査費、13節・委託費で220万円の減額補正をお願いさせていただいております。補助金ベースで対前年度100%で、当初予算を計上させていただきましたが、今年度におきましては、対前年度比50%程度の予算しか確保ができず、減額補正をお願いさせていただくものでございます。当初1年で計画をしていた地籍調査の区域を2カ年にわけて実施をさせていただきたいと考えております。

次のページめくっていただきまして、2項・道路橋梁費、3目・道路新設改良費で300万円の減額補正をお願いさせていただいております。

19節・負担金補助及び交付金で、水道施設布設替の負担金の精算による減額でございます。

次に、3項・河川費、1目・河川総務費、10節・負担金補助及び交付金で400万円の増額補正をお願いさせていただいております。こちらにおきましては、台風21号におきます急傾斜地の崩落に伴い、今回、三重県が実施いたします急傾斜地災害緊急対策事業法面整備を行うことになりました。こちらの事業費の10%を負担するために、補正をお願いさせていただくものでございます。

なお、この10%の負担金につきましては、繰越の手続きをさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○副議長（乾 健郎） 上下水道課長。

○上下水道課長（菅野 亮） 4項・都市計画費、3目・下水道費で、631万2,000円の減額でございます。

14節・使用料及び賃借料は42万8,000円の減額で、本年度に受益者分担金システムの改修を行いました。この改修時期が想定より遅れたことに伴ひまして、使用料の増額時期が遅れたことによるものです。

28節・繰出金は588万4,000円の減額で、農業集落排水事業特別会計への繰出金が461万1,000円の減、公共下水道事業特別会計繰出金が127万3,000円の減でございます。詳細につきましては、各特別会計で報告いたします。

○副議長（乾 健郎） 防災企画課長。

○防災企画課長（中谷 英樹） 1目・常備消防費は、750万円の減額となります。12月消防組合議会におきまして、前年度繰越金の繰り入れなどがございまして、分担金の減につながったことによるものでございます。

3目・消防施設費は、119万2,000円の減額となります。

13節・委託料は33万円の減額で、消火栓設置工事委託の減額に伴うものでございます。

18節・備品購入費は、86万2,000円の減額で、消防用小型ポンプ購入の入札差金となっております。

○副議長（乾 健郎） 教育総務課長。

○教育総務課長（西尾 仁志） 10款・教育費、1項・教育総務費、1目・教育委員会費で4万9,000円の追加補正をお願いしております。

26ページで、教育委員長の報酬で、15万4,000円の減額、教育委員報酬で20万3,000円の増額でございますけれども、こちらにつきましては、昨年6月の定例会でお認めいただきました、明和町教育委員会委員定数条例の変更につきまして、国の法律改正に基づき教育委員長を廃止し、教育委員の定数を4名から5名にさせていただきました。

このことから、予算内での増減が発生したため、今回、それぞれの増減の補正計上をお願いするものでございます。

○副議長（乾 健郎） こども課長。

○こども課長（世古口 哲哉） 27ページになります。

3目・学校運営費で、7万6,000円の増額をお願いしています。

2節・給料で、7万6,000円の増額ですが、これは今年度、来日したALTの来日を、当初8月から見込んでおりましたけれども、7月末に来日されたことから、不足が生じてきましたので、増額をお願いするものです。

○副議長（乾 健郎） 教育総務課長。

○教育総務課長（西尾 仁志） 2項・小学校費、1目・学校管理費で、28ページの小学校情報教育施設管理費で、端末機等借上料といたしまして、372万5,000円の減額をお願いしております。

こちらにつきましては、当初でお認めいただきました、教師用のパソコンの買い替えに伴う借上料でございます。こちらの減額は入札による差金及び導入時期が当初の予定より遅くなったことによる減額でございます。

○副議長（乾 健郎） こども課長。

○こども課長（世古口 哲哉） 2目の学校運営費で110万円の減額をお願い

しています。

内訳ですが、小学校運営費の12節・役務費では30万円の減額です。こちらの減額の主な理由につきましては、教職員全員の健康診断料を予算で組んでいましたが、30人の方が人間ドックのほうを受診されたことに伴う減額となります。

小学校教育振興費の20節・扶助費で、160万円の減額は、就学援助費で60万円の減額、特別支援教育就学奨励費で100万円の減額になりますが、いずれも見込みより人数が減となったことによる、減額となります。

○副議長（乾 健郎） 教育総務課長。

○教育総務課長（西尾 仁志） 3項・中学校費、1目・学校管理費で、全体で8億629万4,000円の追加計上をお願いしております。

28ページの内訳でございますけれども、まず賃金といたしまして、臨時職員の賃金で60万2,000円の減額をお願いしております。こちらは中学校の設計等にかかる管理業務で、勤務している臨時職員の出勤の実績による減額でございます。

次の中学校情報教育施設管理費では、110万4,000円の減額を、端末機等借上料としてお願いしておりますけど、こちら小学校の端末機等借上料と同じく、入札による差金及び導入時期が、当初予定より遅くなったためのものでございます。

次に、中学校建設事業で8億800万円の追加補正をお願いしております。こちらにつきましては、校舎建設工事にかかるものであり、複数年度にわたるものでありますことから、平成29・30年度で継続費を組むものでございます。

そのうちの29年度分を、今回計上させていただいております。

まず各種手数料といたしまして、220万円でございますけれども、こちらは建築確認等の手数料、あと構造計算適合審査等の手数料、完了検査手数料といったものが入っております。

15節・明和中学校建設工事ほかにつきましては、こちらは中学校の校舎の建設工事にあたるものでございます。

○副議長（乾 健郎） こども課長。

○こども課長（世古口 哲哉） 2目・学校運営費で165万円の減額をお願いしています。

この内訳ですが、中学校運営費の12節・役務費では、30万円の減額です。こちらの減額の主な理由につきましては、小学校費の時と同じく教職員全員の健康診断料を予算で組んでいましたが、35の方が人間ドックのほうを受診されたことに伴う減額となります。

中学校教育振興費の20節・扶助費で、110万円の減額は、就学援助費で80万円の減額、特別支援教育就学奨励費で30万円の減額となりますが、これも小学校費の時と同じく、いずれも見込みより人数が減となったことによる減額となります。

心の教育相談員活用事業の8節・報償費の25万円の減額については、実績見込みに伴う減額となります。

続きまして、4項・幼稚園費、2目・幼稚園運営費で、10万円の減額をお願いしています。20節・扶助費で10万円の減額ですが、こちらにつきましては、私立幼稚園へ入園する児童がありませんでしたので、施設型給付費を減額するものです。

○副議長（乾 健郎） 斎宮跡・文化観光課長。

○斎宮跡・文化観光課長（中野 敦夫） 5項・社会教育費、4目・文化財保護活用費で1,992万3,000円の減額をお願いします。

まず1節・報酬で8万4,000円の減額です。これは文化財保護審議会の開催実績に伴うものです。

次に、一般文化財発掘調査受託事業で、池村地内で実施しておりました開発に伴う発掘調査の受託事業費ですが、当初の開発計画の変更に伴い、発掘調査面積が4,000㎡から1,000㎡に縮小したことと、調査の実績見込みに伴う

減額でございます。

まず7節・賃金で、発掘調査作業員賃金1,014万6,000円の減額、11節・需用費で76万1,000円の減額です。内訳は消耗品費29万5,000円、燃料費26万円、印刷製本費20万6,000円の減額でございます。

13節・委託費で、693万2,000円の減額です。これにつきましては、当初面積が広がったので、航空写真等を導入するということでしたけど、面積が減りましたので、職員が実測したということと、保存処理の出土遺物がなかったということの減額でございます。

14節・使用料及び賃借料で200万円の減額です。

以上でございます。

○副議長（乾 健郎） すいません。

お諮りします。

このままですと、12時を過ぎてしまいますので、議事進行の都合上、あらかじめ会議時間を延長したいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○副議長（乾 健郎） 一般会計の歳出だけ終わらせていただきたいと思うんですが、よろしく願いいたします。

異議なしと認めます。

よって、会議時間を延長することに決定しました。

総務課長。

○総務課長（西口 和良） 11款・公債費、1目・元金で107万9,000円の減額補正をお願いいたします。

23節・償還金利子及び割引料は総務債で107万9,000円の減額でございます。

次、2目・利子は217万円の減額補正をお願いします。

23節・償還金利子及び割引料は、総務債が173万7,000円の減額、民生債で7万1,000円、農林水産業債で30万2,000円、教育債で6万円、それぞれの減

額でございます。

続きまして、31ページをご覧ください。

13款・諸支出金でございます。

1目・退職手当基金費は2,002万9,000円の追加補正をお願いいたします。
松阪広域消防組合の明和町の職員分にかかる基金の積立で、所要額を積み立てるものでございます。

次に、2目・教育福祉施設建設基金費は66万7,000円の追加、3目・一般財政調整基金費は229万4,000円の追加、4目・減債基金費は139万4,000円の追加、5目・地域づくり基金費は1,000円、6目・ふるさとづくり基金費は8万4,000円、7目・ボランティア基金費は1,000円、8目・緑化基金費は1万円、9目・ふるさと水と土保全対策基金費は1万3,000円、10目・公共施設等基金費は9,000円、12目・文化スポーツ振興基金費は12万6,000円、14目・交通安全対策基金積立金は6,000円、15目・ふるさと寄附基金積立金は36万1,000円の追加補正をお願いいたします。

以上でございます。

○副議長（乾 健郎） お諮りします。

昼食のため暫時休憩したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○副議長（乾 健郎） 異議なしと認めます。

よって、暫時休憩いたします。

1時から開催させていただきます。

（午前 11時 55分）

○副議長（乾 健郎） 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きま

す。

(午後 1時 00分)

○副議長(乾 健郎) 歳出の説明が終わりましたので、引き続きまして、5ページ、歳入をお願いします。5ページをお願いします。

総務課長。

○総務課長(西口 和良) それでは、2款・地方譲与税からご説明申し上げます。

1目・地方揮発油税譲与税は300万円の減額補正でございます。実績に伴う減額でございます。

次に、3款・利子割交付金100万円の減額、その下6款・地方消費税交付金は4,000万円の減額、またその下、9款・地方特例交付金の特別交付金は70万円の減額でございます。

そして、10款・地方交付税につきましては、1,193万円の増額でございます。いずれも実績に伴うものでございます。

○副議長(乾 健郎) こども課長。

○こども課長(世古口 哲哉) 14款・国庫支出金、1項・国庫支出金、1目・民生費国庫負担金で、2,060万円の増額をお願いしています。

1節・児童保育費国庫負担金では383万1,000円の増額となりますが、これは施設型給付費の国の公定価格の改正に伴う増額となります。

○副議長(乾 健郎) 福祉保健課長。

○福祉保健課長(下村 由美子) 3節・障がい者自立支援給付費負担金1,690万円の追加補正は、介護給付費の追加補正に対する国の負担金で、補助率は2分の1でございます。

○副議長(乾 健郎) 長寿健康課長。

○長寿健康課長(菅野 由美) 6節・介護保険国庫負担金で、13万1,000円

の減額でございます。確定数値に基づきます減額でございます。

○副議長（乾 健郎） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（下村 由美子） 2目・衛生費国庫負担金、1節・保健衛生国庫負担金の母子保健衛生費負担金で70万円の追加補正は、養育医療の追加補正に対する国の負担金で、補助率は2分の1でございます。

○副議長（乾 健郎） こども課長。

○こども課長（世古口 哲哉） 7ページ、8ページになります。2項・国庫補助金、1目・民生費国庫補助金で121万7,000円の減額をお願いしています。

1節・民生費国庫補助金で121万7,000円の減額となりますが、これは放課後児童クラブの実績見込みにより減額をお願いするものです。

○副議長（乾 健郎） 防災企画課長。

○防災企画課長（中谷 英樹） 3目・土木費国庫補助金は4,088万1,000円の減額となります。1節・住宅費国庫補助金は40万8,000円の減額で、木造住宅耐震診断補助11万7,000円の減、住宅建築物耐震改修等事業補助3万円の減、木造住宅耐震補強工事補助11万1,000円の減、木造住宅耐震簡易補強工事補助15万円の減、いずれも実績によるものとなります。

2節・社会資本整備総合交付金、都市防災総合推進事業は、事業確定に伴い4,008万円を減額するものでございます。

○副議長（乾 健郎） まち整備課長。

○まち整備課長（堀 真） 続きまして、狭あい道路整備事業促進事業の補助でございます。39万3,000円の減額をお願いさせていただいております。

歳出の補正はさせていただいておりませんが、昨年、年度間調整で22万1,000円を先に補助金としていただいております、その金額の減とさせていただいたのと、事業最終年度で補助対象に該当してない部分を、単独費として施工させていただいたため、歳入のみの減額をさせていただくものでございます。

○副議長（乾 健郎） こども課長。

○こども課長（世古口 哲哉） 4目・教育費国庫補助金で1億9,679万円の増額をお願いしています。

1節・就学援助費国庫補助金で32万7,000円の減額ですが、これは特別支援教育就学奨励費の実績見込みにより減額をお願いするものです。

○副議長（乾 健郎） 教育総務課長。

○教育総務課長（西尾 仁志） 2節・義務教育費国庫補助金の義務教育費国庫補助1億9,721万7,000円でございますけれども、こちらは歳出でご説明いたしました継続費の平成29年度分の補助対象額に対する補助でございます。

○副議長（乾 健郎） こども課長。

○こども課長（世古口 哲哉） 教育支援体制整備事業費補助で10万円の減額ですが、これは特別支援関係の巡回相談に対する補助で、実績見込みにより減額をお願いするものです。

○副議長（乾 健郎） 防災企画課長。

○防災企画課長（中谷 英樹） 5目・総務費国庫補助金は530万5,000円の減額となります。

1節・地方創生推進交付金事業の確定によりまして、398万7,000円を減額するものでございます。

○副議長（乾 健郎） 人権生活環境課長。

○人権生活環境課長（世古口 和也） 続きまして、番号制度システム整備費補助は、131万8,000円の減額でございます。個人番号制度にかかる旧姓併記のためのシステム改修にかかる補助金でございまして、歳出予算の減額に伴うものでございます。補助率は100%でございます。

○副議長（乾 健郎） こども課長。

○こども課長（世古口 哲哉） 15款・県支出金、1項・県負担金、1目・民生費負担金で、955万6,000円の増額をお願いしています。

3節・児童保育費負担金で191万5,000円ですが、これは施設型給付費の公

定価格の改正に伴う増額となります。

○副議長（乾 健郎） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（下村 由美子） 4節・障がい者自立支援給付費負担金845万円の追加補正は、介護給付費の追加補正に対する県の負担金でございます。

○副議長（乾 健郎） 長寿健康課長。

○長寿健康課長（菅野 由美） 5節・後期高齢者医療保険基盤安定負担金で74万4,000円の減額をお願いしております。県負担金の確定に伴う減額でございます。

7節・介護保険県負担金で6万5,000円の減額をお願いしております。県負担金の確定に伴う減額でございます。

○副議長（乾 健郎） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（下村 由美子） 2目・衛生費負担金、1節・保健衛生費負担金の母子保健衛生費負担金で、35万円の追加補正は、養育医療費の追加補正に対する県の負担金でございます。

○副議長（乾 健郎） 防災企画課長。

○防災企画課長（中谷 英樹） 1目・総務費補助金は374万6,000円の増額となります。1節・総務費補助金は374万6,000円の増で、地域減災力強化推進事業の確定に伴うものとなります。

○副議長（乾 健郎） 長寿健康課長。

○長寿健康課長（菅野 由美） 2目・民生費補助金で、69万円の減額をお願いしています。

1節・社会福祉費補助金で52万7,000円の増額は、老人クラブ助成事業補助で、交付決定による増額でございます。

○副議長（乾 健郎） こども課長。

○こども課長（世古口 哲哉） 10ページになります、2節・児童福祉費補助金で121万7,000円の減となりますが、これは放課後児童クラブの実績見込みにより減額をお願いするものです。

- 副議長（乾 健郎） 上下水道課長。
- 上下水道課長（菅野 亮） 3目・衛生費補助金、1節・衛生費補助金で79万7,000円の減額をお願いしています。合併処理浄化槽設置事業補助の実績に伴う減額でございます。
- 副議長（乾 健郎） 農水商工課長。
- 農水商工課長（高橋 浩司） 4目・農林水産業費補助金でございます。歳出でご説明いたしました各事業補助やそれぞれの交付金の減額に伴い、合わせて482万5,000円の減額となっております。
- 副議長（乾 健郎） 農業委員会事務局長。
- 農業委員会事務局長（田中 一夫） 機構集積支援事業補助金の削減による23万5,000円の減額補正でございます。
- 副議長（乾 健郎） 防災企画課長。
- 防災企画課長（中谷 英樹） 5目・土木費補助金は、228万3,000円の減額となります。
- 1節・木造住宅耐震簡易補強工事補助は7万5,000円、木造住宅耐震診断補助は5万8,000円、木造住宅耐震補強工事補助は50万円の減額で、実績によるものでございます。
- 副議長（乾 健郎） まち整備課長。
- まち整備課長（堀 真） 同じく土木費補助金で、地籍調査補助で165万円の減額をお願いさせていただいております。これは先ほど歳入でもご説明させていただきました、国の補助金対象の減に伴う減額でございます。
- 副議長（乾 健郎） 斎宮跡・文化観光課長。
- 斎宮跡・文化観光課長（中野 敦夫） 3項・委託金、3目・商工費委託金、1節・観光費委託金で1万6,000円の減額です。これは県から委託されております近畿自然舗道維持管理委託金の事業確定に伴う減額でございます。
- 副議長（乾 健郎） 長寿健康課長。
- 長寿健康課長（菅野 由美） 18款・繰入金、1項・特別会計繰入金、2

目・後期高齢者医療特別会計繰入金で14万1,000円の増額をお願いしております。平成28年度の後期高齢者医療特別会計への事務費及び療養費負担金の精算に伴いまして、一般会計へ繰り入れしたものでございます。

3目・国民健康保険特別会計繰入金で5,000万円の増額をお願いしております。平成28年度に一般会計から医療費の増加に伴う保険税率の大幅な上昇を防ぐため、国民健康保険特別会計へ5,000万円を繰り出していただきましたが、税率改正による保険税の増収と保険給付費の伸びが鈍化したことにより、平成28年度の収支が改善いたしましたので、繰り入れしていただいております5,000万円を返還するものでございます。

○副議長（乾 健郎） 総務課長。

○総務課長（西口 和良） 2目・基金繰入金でございます。

3目・地域づくり基金繰入金で9万6,000円の減額補正をお願いいたします。地域づくり交付金、上御糸地区分でございます。

次に、5目・緑化基金繰入金で、2万2,000円の減額補正をお願いいたします。緑化事業にかかるものでございます。

次に、10目・教育福祉施設建設基金繰入金は3,300万円の追加補正をお願いいたします。教育施設整備事業で中学校建設にかかるものでございます。

続きまして、11ページをお願いいたします。

20款・諸収入、2目・雑入でございますが、これにつきましては、3,074万3,000円の減額でございます。そのうち1節・雑入のうち、農業共済事務組合負担金で684万7,000円の減額でございます。これは農業共済事務組合の派遣職員の1名分の給与について、今年度から事務組合から直接支払われることになったため、給与分の負担金を減額するものでございます。

また、後期高齢者広域連合会負担金で345万3,000円の減額でございます。これは計上予算より低い給与の若手の職員1人を派遣したことによる実績に伴う減額でございます。

次に、明和土地改良区総代選挙委託金で、60万4,000円の減額は、選挙無

投票による未執行分の負担金の減額でございます。

○副議長（乾 健郎） 齋宮跡・文化観光課長。

○齋宮跡・文化観光課長（中野 敦夫） 一般文化財発掘調査受託事業収入で1,983万9,000円の減額です。これは実績見込みに伴う減額です。

○副議長（乾 健郎） 総務課長。

○総務課長（西口 和良） 21款・町債でございます。

1目・総務債は270万円の減額補正をお願いいたします。防災減災整備事業債で、社会資本整備総合交付金事業の都市防災総合推進事業でございます。

次に、2目・農林水産事業債は4,670万円の減額補正をお願いいたします。

1節・農業用施設債で、内訳は県営経営体育成基盤整備事業が4,730万円の増額、県営水環境整備事業が60万円の減額でございます。

4目・その他は750万円の減額補正をお願いいたします。緊急防災・減災事業債でございます。

次に、5目・教育債は5億7,071万円の増額補正をお願いいたします。中学校建設にかかる学校教育施設等整備事業でございます。

6目・消防債は、500万円の増額補正をお願いいたします。消防施設整備事業債で、消防施設整備事業でございます。

○副議長（乾 健郎） 続きまして、議案書の一般会計補正予算、70ページ、第2表 継続費をお願いします。

教育総務課長。

○教育総務課長（西尾 仁志） 第2表の継続費でございます。

こちらにつきましては、中学校建設工事にかかるものでございます。本来は平成30年度から工事を実施するために、平成30年度の当初または補助決定後の6月補正による予算計上を予定しておりましたが、先般、文部科学省から平成29年度内での補助予算の前倒しの照会がございました。

文部科学省によりますと、平成30年度当初以降では、文科省自体の予算がないため補助をすることが担保できないとの話であり、今回これにのりませ

んと、平成30年度は予算が担保できないため、29年度からの事業として、予算を計上し、30年度までの2年間の継続事業として、この度、継続費を組むこととなりました。

一応予算書のほうでもご説明いたしましたけれども、今回、予算といたしまして、29年度へ8億800万円、30年度で19億5,830万円、合わせて27億6,630万円の継続費を、今回お願いするものでございます。

○副議長（乾 健郎） 続いて、71ページ、第3表 繰越明許費をお願いします。

防災企画課長。

○防災企画課長（中谷 英樹） 2款・総務費、1項・総務管理費、津波対策緊急整備事業（津波避難タワー建設事業）で1億1,500万円の繰越明許をお願いしております。

津波対策緊急整備事業（津波避難タワー建設事業）は、山大淀・根倉・行部津波避難タワーの造成工事及び山大淀津波避難タワーの新築工事でございます。年度内での執行ができないため、繰越明許をお願いするものでございます。

○副議長（乾 健郎） 農水商工課長。

○農水商工課長（高橋 浩司） 6款・農林水産業費、2項・水産業費、水産物供給基盤機能保全事業で1億2,500万1,000円の繰越をお願いしております。

下御糸漁港の航路浚渫及び河口矢板について、ノリ養殖などの漁業活動に悪影響を及ぼす恐れがあるため、年度内の工事実施が見込めないことから、繰越明許をお願いするものです。

○副議長（乾 健郎） まち整備課長。

○まち整備課長（堀 真） 続きまして、8款・土木費、2項・道路橋梁費、社会資本整備総合交付金事業で3,140万円の繰越をお願いさせていただいております。委員会等でもご説明させていただきました、通学路整備におきま

して、田屋地内のえびす川の舗道を設置させていただく工事でございます。
えびす川上流部は、台風によります被災を受け、工法の検討に時間を要したため、年度内の完成が見込めなくなったことにより、繰越のお願いをさせていただくものでございます。

続きまして、3項・河川費で、急傾斜地災害対策事業の400万円の繰越をお願いさせていただきます。この事業につきましては、先ほどの予算でも説明させていただきました、県道整備、松阪建設部が施工するものでございます。池村の急傾斜地に吹き付け、型枠を実施するもので、本年度、測量設計を行い、平成30年度で施工するものでございます。

町負担金といたしまして、10%の400万円、これを3月補正をさせていただいたものを、次年度へ繰越をお願いさせていただくものでございます。

○副議長（乾 健郎） 教育総務課長。

○教育総務課長（西尾 仁志） 10款・教育費、1項・教育総務費、中学校建設事業（実施設計業務委託）で6,654万円の繰越をお願いしております。

こちらにつきましては、昨年、基本設計から引き続き、実施設計業務委託を続けておりますけれども、年度内での完成が見込めないために繰越をお願いするものでございます。

○副議長（乾 健郎） 農水商工課長。

○農水商工課長（高橋 浩司） 14款・災害復旧費、1項・農地費災害復旧費、農地災害復旧事業で、1月の臨時議会でお認めいただきました、国の補助事業による災害復旧工事にかかる工事費及び負担金4,743万7,000円になります。補助申請や地元調整に時間を要しております、農繁期までの工事完了を目標としていますが、年度内の工事完了が見込めないため、繰越明許をお願いするものでございます。

○副議長（乾 健郎） まち整備課長。

○まち整備課長（堀 真） 続きまして、災害復旧費、公共土木施設復旧費、道路橋梁災害復旧事業費で999万円の繰越をお願いさせていただいております。

す。当事業におきましては、12月議会にお認めいただき、1月23日に入札を行い、1月31日に契約をさせていただいたものでございます。

概ね工事は3月末で終了する予定でございますが、雨と、農地災害を優先させていただくため、遅延が考えられるため、繰越の手続きをお願いさせていただくものでございます。

○副議長（乾 健郎） 続いて、72ページ、73ページ、第4表 地方債補正をお願いします。

総務課長。

○総務課長（西口 和良） それでは、まず追加でございます。

追加、起債の目的は、消防施設整備事業で、限度額は500万円。起債の方法、利率、償還の方法は表記のとおりでございます。

次に、73ページは変更でございます。

起債の目的は、まず都市防災総合推進事業で、補正前1億7,950万円を補正後1億7,680万円に、県営経営体育成基盤整備事業で3,150万円を7,880万円に。

県営水環境整備事業で900万円を840万円に。

緊急防災・減災事業で750万円を0円に。

学校施設等整備事業で7,200万円を6億4,910万円に。

それぞれ変更をお願いするものでございます。

起債の方法、利率、償還方法は、いずれも変更はございません。

以上でございます。

◎議案第23号の詳細説明

○副議長（乾 健郎） 続きまして、議案第23号の説明を、歳入歳出全般並びに議案書の77ページ、第2表 繰越明許費も合わせてお願いいたします。

齋宮跡・文化観光課長。

○齋宮跡・文化観光課長（西口 和良） 齋宮跡保存事業特別会計の補正予算の詳細説明を申し上げます。

まず歳出からご説明をいたします。

齋宮跡保存事業特別会計予算書、7ページ、8ページをご覧ください。

1款・総務費、1項・総務管理費、1目・一般管理費で30万円の増額をお願いします。

3節・職員手当等で夜間工事等がありましたので、時間外勤務手当が不足いたしますので、30万円の増額をお願いするものです。

4目・歴史的風致維持向上計画推進費で71万4,000円の増額でございます。

22節・補償補てん及び賠償費で電柱移設工事に伴う補償費71万4,000円の増額でございます。

3款・災害復旧費、1項・文教施設災害復旧費、1目・社会教育施設災害復旧費で59万1,000円の減額です。

11節・需用費の修繕料で59万1,000円の減額で、災害復旧事業費の確定によるものでございます。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。

戻っていただきまして、予算書の5ページ、6ページをご覧ください。

1款・国庫支出金、2項・国庫補助金、3目・歴史的風致維持向上計画補助金、1節・歴史的風致維持向上計画補助金で、3,000円の減額。また、4目・歴史的風致活用国際観光支援補助金、1節・歴史的風致活用国際観光支援補助金で1万円の減額です。これはいずれも交付決定に伴う減額でございます。

4款・繰越金、1項・繰越金、1目・繰越金、1節・繰越金で43万6,000円の増額でございます。これは前年度の繰越金でございます。

続きまして、第2表 繰越明許費の説明をさせていただきます。

議案書77ページをご覧ください。

1 款・総務費、1 項・総務管理費、事業名は、歴史的風致維持向上計画推進事業で、金額は5,500万円でございます。内容につきましては、本年度着工いたしました、祓戸広場沿道整備工事と情報板整備工事について、年度内工事の完成が見込めないことから、事業費を繰越させていただくものでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

◎議案第24号の詳細説明

○副議長（乾 健郎） 続きまして、議案第24号の説明を、歳入歳出全般で申し上げます。

長寿健康課長。

○長寿健康課長（菅野 由美） 平成29年度国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の詳細説明させていただきます。

歳出から説明させていただきますので、国保の7ページ、8ページをご覧ください。

1 款・保険給付費、1 項・療養諸費、1 目・一般被保険者療養給付費、2 目・退職被保険者等療養給付費は、財源振替でございます。

2 項・高額療養費、2 目・退職被保険者等高額療養費で200万円の増額をお願いしております。支払い見込みによるものでございます。

9 款・諸支出金、3 項・繰出金、1 目・繰出金で5,000万円の増額をお願いしております。一般会計の歳入でもご説明いたしましたが、28節・繰出金5,000万円の増額は、平成28年度に一般会計から医療費の増加に伴う保険税率の大幅な上昇を防ぐために、国民健康保険特別会計へ5,000万円を繰り出していたいただいております。しかし、税率改正による保険税の増収と、保険給付費の伸びが鈍化したことにより、平成28年度の収支が改善いたしま

したので、繰入していただいております5,000万円を返還するため、一般会計へ繰り出すものでございます。

次に、歳入です。戻っていただきまして、国保の5、6ページをご覧ください。

1款・国民健康保険税、1項・国民健康保険税、1目・一般被保険者国民健康保険税で2,200万円の減額をお願いしております。

1節・医療費給付費分現年度課税分で1,250万円の減額、2節・介護給付費分現年度課税分で250万円の減額、3節・後期高齢者支援金分現年度課税分で700万円の減額、いずれも収入見込みによるものでございます。

4款・国庫支出金、1項・国庫負担金、1目・療養給付費等負担金の1億2,000万円の減額は、交付決定見込みによるものでございます。

5款・療養給付費交付金、1項・療養給付費交付金、1目・療養給付費交付金の2,880万円の増額は、交付決定見込みによるものでございます。

6款・前期高齢者交付金、1項・前期高齢者交付金、1目・前期高齢者交付金の5,660万円の増額は、交付決定見込みによるものでございます。

11款・繰越金、1項、1目・繰越金は1億510万円の増額で、前年度繰越金でございます。

12款・諸収入、3項・雑入、3目・一般被保険者返還金の150万円の増額は、不正不当利息による返還金でございます。

以上です。

◎議案第25号の詳細説明

○副議長（乾 健郎） 続きまして、議案第25号の説明を、歳入歳出全般でお願いします。

上下水道課長。

○上下水道課長（菅野 亮） 農業集落排水事業特別会計補正予算第3号について、ご説明いたします。

歳出から説明させていただきます。

農業集落排水事業特別会計の9ページ、10ページをご覧ください。

1款・事業費、1項、2目・維持管理費で60万円の減額をお願いします。

16節・原材料費の減で、笹笛処理場の汚水処理にかかる薬品原材料の実績見込みによる減額でございます。

3目・施設建設事業費は1,500万円の減額でございます。

13節・委託料で200万円の減、15節・工事請負費で1,300万円の減で、個人住宅等の下水道施設接続に関する取扱要綱に基づく、設計委託料、管路工事費の予算を計上しておりましたが、申請がなかったため、実績に基づき減額をお願いいたします。

続きまして、2款・公債費、1項、1目・元金は財源振替でございます。

3款・諸支出金、1項・基金費、1目・農業集落排水設備事業支援事業基金費の25節・積立金で371万2,000円の追加でございます。これは県の農業集落排水整備支援事業補助金について、基金利子と合わせて積み立てを行ってまいりましたが、この事業の農業集落排水事業の終了及び過年度調整分の精算も終了いたしまして、補助金の上乗せ分の追加増額となりました。よって、基金積立金額についても、増額するものでございます。

なおこの支援事業補助金は、本年度をもって精算終了いたしましたので、次年度からは基金利子のみを積み立てることになります。

続きまして、歳入でございます。

戻っていただきまして、5ページ、6ページをお願いいたします。

1款・分担金及び負担金、1項、1目、1節・農業集落排水事業費分担金で193万8,000円の追加でございます。内訳は農業集落排水加入金が140万円、過年度建設事業費分担金が53万8,000円の増額となっております。実績による補正でございます。

2 款・使用料及び手数料、1 項、1 目、1 節・農業集落排水使用料で532万6,000円の減額をお願いしています。これにつきましては、宮川流域関連公共下水道の区域におきまして、下水道使用料の従量制が開始されたことにより、この農業集落排水も含め、下水道使用料全体の調定月を水道料金と統一いたしました。

これにより下水道使用料の調定月が1 カ月分、翌年度収入となりまして、平成29年度は11 カ月分の収入となるため、予算の減額をお願いするものでございます。内訳は上御糸・下御糸地区分が372万8,000円の減、下御糸北処理区分が159万8,000円の減でございます。

よろしく願いいたします。

続きまして、3 款・県支出金の1 項、1 目、1 節・農業集落排水事業費県補助金で323万4,000円の追加でございます。これは農業集落排水整備事業に対する県の補助金で、事業は終了しておりますが、先ほど歳出の基金積立金で説明申し上げましたとおり、過年度調整分の精算による上乘せでございます。この補助金は本年度で終了ということでございます。

4 款・財産収入の1 項、1 目、1 節・利子及び配当金で47万7,000円の増額でございます。基金利子の金額確定によるものでございます。

5 款・繰入金の1 項、1 目、1 節・一般会計繰入金は461万1,000円の減額でございます。歳入歳出の精算に伴う減額でございます。

続きまして、7 款・諸収入、2 項、1 目、1 節・消費税還付金で10万円の減額をお願いいたします。平成29年度は消費税納付になりましたので、還付金予算については減額いたします。

3 項、1 目、1 節・雑入で、750万円の減額をお願いします。個人住宅等の下水道施設接続に関する取扱要綱に基づく委託料及び工事請負費の減額に伴う工事負担金の減額でございます。

以上でございます。

◎議案第26号の詳細説明

○副議長（乾 健郎） 続きます、議案第26号の説明を、歳入歳出全般並びに議案書の87ページ、第2表 繰越明許費、88ページ、第3表 地方債補正も合わせてお願いします。

上下水道課長。

○上下水道課長（菅野 亮） 公共下水道事業特別会計補正予算第3号について、ご説明いたします。

歳出から説明させていただきます。

公共下水道事業特別会計の7ページ、8ページをご覧ください。

1款・事業費、1項、1目の公共下水道総務費で1,422万9,000円の減額をお願いします。19節・負担金補助及び交付金の減額で、宮川流域下水道負担金の精算見込みによる減でございます。

それから、2目・施設建設事業費で900万円の追加をお願いしております。15節・工事請負費で1,408万5,000円の増、22節・補償補てん及び賠償金で508万5,000円の減額でございます。

宮川流域関連公共下水道事業につきましては、補助対象事業費に余剰分があり、工事費の追加補正を、12月定例会でお認めいただいたところですが、その後の入札差金、精算見込み等による調整や、水道工事の移転補償金が精算見込みで減となりましたので、補助対象分の工事費については必要となります。

また、現場の施工管理や安全対策上、単独工事費の増も必要なことから、合わせて工事費の追加補正をお願いするものでございます。

3目・維持管理費は18万3,000円の増額でございます。

11節・需用費は20万9,000円の追加で、明和浄化センターの維持管理にかかる電気料の実績見込みでございます。

13節・委託料で82万9,000円の増で、汚泥処理業務、汚泥収集運搬業務委託料の増でございます。同じく実績による増額でございます。

16節・原材料費は、85万5,000円の減で、汚泥処理等にかかる薬品原材料の実績見込みによる減でございます。

続きまして、歳入でございます。

戻っていただきまして、5ページ、6ページをお願いいたします。

1款・分担金及び負担金の1項、1目、1節・公共下水道事業費分担金で、460万5,000円の減額をお願いします。内訳は公共下水道加入金が740万円の増、過年度建設事業分担金が72万円の増ですが、現年度公共下水道事業費分担金は1,272万5,000円の減となっております。この分担金の減につきましては、宮川流域関連公共下水道事業の進捗状況の遅れ、委員会でも報告させていただきましたが、これによりまして、全体的に供用開始時期が遅れております。そのため一部自治会について、分割納付の開始時期を延期したことによるものでございます。

2款・使用料及び手数料の2項、1目、1節・公共下水道使用料で、281万3,000円の減額でございます。これにつきましては、農業集落排水の下水道使用料と同じく、調定月を水道料金に合わせたことによる、11カ月分の収入になったことによる減でございます。

4款・繰入金、1項、1目、1節・一般会計繰入金は127万3,000円の減額でございます。歳入歳出の精算に伴う減でございます。

6款・諸収入の2項、1目、1節・消費税還付金で774万5,000円の増額でございます。金額確定による増額でございます。

7款・町債、1項、1目、1節・公共下水道事業債で410万円の減額でございます。宮川流域下水道事業分担金の金額確定による減と、宮川流域関連公共下水道事業の決算見込みに伴う増額を差引しまして、410万円の減額でございます。

続きまして、議案書の87ページをお願いいたします。

第2表 繰越明許費でございます。

1款、事業費、1項・公共下水道事業費の施設建設事業、宮川流域関連公共下水道事業工事請負費で9,890万円の繰越をお願いしております。宮川流域関連公共下水道事業につきましては、補助対象枠内の事業費調整のため、12月議会定例会で、工事追加をお認めいただきまして、1月末に管路施設工事の18工区、19工区、それから舗装復旧工事を発注いたしました。

この3工区につきまして、工期を6月末まで延長いたしたく、予算の繰越をお願いいたします。また、本定例会において、同じく事業費の精算調整により、工事費の追加補正をお願いしており、お認めいただいた後、本年4月以降に追加発注をいたしたく、予算の繰越をお願いするものでございます。

続きまして、88ページ、第3表・地方債補正でございます。

起債の目的は、公共下水道事業、限度額、補正前が3億1,820万円、補正後が3億1,410万円でございます。

利率、償還方法につきましては、補正前、補正後とも記載のとおり変更ございません。

以上でございます。

◎議案第27号の詳細説明

○副議長（乾 健郎） 続きまして、議案第27号の説明を、歳入歳出全般でお願いします。

長寿健康課長。

○長寿健康課長（菅野 由美） それでは、介護保険特別会計補正予算の詳細説明をさせていただきます。

歳出から説明をさせていただきますので、介護の9ページ、10ページをご覧ください。

1 款・総務費、1 項・総務管理費、1 目・一般管理費は94万円の減額でございます。

13 節・委託料94万円の減額は、平成30年4月分介護保険法改正によるシステム改修の一部が、次年度の8月改修と変更になったことによる減額でございます。

2 款・保険給付費、1 項・介護サービス等諸費、9 目・居宅介護サービス給付費は100万円の減額でございます。要介護1から要介護5のサービス受給者の12月審査分までの実績により、今後3カ月分を見込みまして、減額をお願いするものでございます。

2 項・介護予防サービス等諸費、6 目・介護予防住宅改修費は、50万円の増額でございます。要支援1、要支援2のサービス受給者の12月審査分までの実績によりまして、今後、3カ月分を見込みまして、増額をお願いするものでございます。

3 項・保険給付費、1 目・審査支払手数料で10万円の増額をお願いしております。介護報酬審査支払手数料で、これも実績見込みによるものでございます。

3 款・地域支援事業費、1 項・介護予防生活支援サービス事業費で70万円の増額は、介護予防支援計画マネジメント事業費で、実績見込みによるものでございます。

3 項・包括的支援事業任意事業、4 目・任意事業が85万円の減額となります。これは地域自立生活支援事業の配食サービス委託料の実績見込みによる減額でございます。

11ページ、12ページをご覧ください。

4 項・高額介護サービス費、1 目・高額介護サービス費は9万円の増額でございます。新総合事業、介護予防サービス利用者にかかる高額介護サービス費で実績見込みによるものでございます。

5 項・高額医療合算介護サービス費、1 目・高額医療合算介護サービス費

は9万円の増額でございます。新総合事業介護予防サービス利用者にかかる、高額医療合算介護サービス費で、実績見込みによるものでございます。

6項・その他諸費、1目・審査支払手数料は1万円の増額です。

5款・諸支出金、3項・基金費、1目・介護保険介護給付費準備基金費は財源振替でございます。

次に、歳入の説明をさせていただきますので、戻っていただきまして、5ページ、6ページをご覧ください。

1款・保険料、1項・介護保険料、1目・第1号被保険者保険料で、1,144万9,000円の減額でございます。12月調定額に、今後の徴収率を見込んだ額を、当初予算との差についてお願いするものでございます。

1節・現年度分特別徴収保険料は、1,084万9000円の減額。

2節・現年度分普通徴収保険料は、42万4,000円の減額。

3節・過年度分第1号被保険者保険料は、17万6,000円の減額でございます。

2款・国庫支出金、1項・国庫負担金、1目・介護給付費国庫負担金で846万5000円の増額でございます。これは国庫負担金の交付決定によるものでございます。

2項・国庫補助金、1目・調整交付金は、436万8,000円の減額。

3目・地域支援事業交付金（介護予防日常生活支援総合事業以外）は14万8,000円の減額。

4目・介護保険事業費補助金は、137万9,000円の減額です。

いずれも交付金の交付決定によるものでございます。

3款・支払基金交付金、1項・支払基金交付金、1目・介護給付費交付金は4,000万4,000円の減額。

2目・地域支援事業支援交付金は、295万9,000円の増額でございます。

いずれも交付金の交付決定によるものでございます。

4款・県支出金、1項・県負担金、1目・介護給付費県負担金は、1,771

万7,000円の減額でございます。県負担金の交付決定によるものでございます。

次に、7ページ、8ページをご覧ください。

2項・県補助金、1目・地域支援事業交付金（介護予防日常生活支援総合事業以外）は7万8,000円の減額でございます。県補助金の交付決定によるものでございます。

5款・財産収入、1項・財産収入、1目・利子及び配当金は、8万3,000円の増額でございます。介護給付費準備基金の利息でございます。

6款・繰入金、1項・一般会計繰入金、1目・介護給付費繰入金で、145万4,000円の減額でございます。

2目・地域支援事業繰入金介護予防日常生活支援総合事業で、177万2,000円の増額は地域支援事業繰入金の新総合事業分でございます。

3目・地域支援事業繰入金（介護予防日常生活支援総合事業以外）で、16万3,000円の減額です。これは包括的支援事業任意事業の事業費でございます。

4目・事務費繰入金で44万円の増額です。これは歳出の事務費の精算によるものでございます。

5目・低所得者保険料軽減繰入金で、保険料減額分26万2,000円の減額です。第1段階の保険料の確定によるものでございます。

7款・繰越金、1目・繰越金は6,388万1,000円の増額でございます。前年度の繰越金でございます。

8款・諸収入、3項・雑入、3目・雑入、12万2,000円の増額は、平成28年度松阪市認定審査委託料の精算によるものでございます。

以上です。

◎議案第28号の詳細説明

○副議長（乾 健郎） 続きまして、議案第28号の説明を、歳入歳出全般、
でお願いします。

長寿健康課長。

○長寿健康課長（菅野 由美） 後期高齢者医療特別会計補正予算第3号の
詳細説明をさせていただきます。

歳出から説明させていただきますので、後期の7ページ、8ページをご覧
ください。

2款・後期高齢者医療広域連合納付金、1目・後期高齢者医療広域連合納
付金で995万2,000円の増額でございます。共通経費負担金で24万4,000円の
減額、一般管理事務費負担金で78万6,000円の減額、健康診査事業費負担金
で34万4,000円の減額、健康診査事業事務費負担金で10万1,000円の減額、保
険料負担金で1,241万8,000円の増額、保険基盤安定制度負担金で99万1,000
円の減額は、いずれも平成29年度の負担金の確定によるものでございます。

4款・諸支出金、1項・償還金及び還付加算金、1目・保険料還付金で5
万円の増額です。2目・還付加算金で2万円の増額でございます。

4款・諸支出金、2項・繰出金、1目・繰出金14万1,000円の増額です。
一般会計への繰出金で、前年度の事務費繰入金の精算分10万7,000円と、療
養給付費負担金精算による返還金3万4,000円です。

次に、歳入に戻っていただきまして、後期の5ページ、6ページをご覧く
ださい。

1款・後期高齢者医療保険料、1項・後期高齢者医療保険料、1目・特別
徴収保険料は362万1,000円の増額です。2目・普通徴収保険料は139万1,000
円の増額です。1節・現年度分は137万8,000円の増額、2節・滞納繰越分は
1万3,000円の増額です。

3款・一般会計繰入金、1項、1目・事務費繰入金は147万5,000円の減額、
2目・保険基盤安定繰入金は99万2,000円の減額は、歳出の総務費及び広域

連合納付金の減額によるものでございます。

4款、1項、1目・繰越金は758万3,000円の増額です。前年度の繰越金で
ございます。

5款・諸収入、3項、1目・雑入は3万5,000円の増額でございます。前
年度の広域連合への療養給付費負担金精算による返還金でございます。

以上です。

◎議案第29号の詳細説明

○副議長（乾 健郎） 続きまして、議案第29号の説明を、収入支出全般で
お願いします。

上下水道課長。

○上下水道課長（菅野 亮） 水道事業会計補正予算第3号について、ご説
明いたします。

予算書、企－3、企－4、議案書は96ページの第3条をご覧ください。

収益的支出の1款・水道事業費用、1項、1目・原水及び浄水費で217万
7,000円の減額でございます。

16節・委託料8万7,000円の減は、水道施設保守巡回点検委託料等の金額
確定による減です。

17節・手数料88万円の減は、水質検査手数料の減。

26節・受水費121万円の減は、県水の受水費の減で、いずれも実績見込み
によるものです。

3目・受託工事費の20節・工事請負費で33万円の減額で、消火栓設置受託
工事費の精算による減額でございます。

2項、3目、38節・消費税及び地方消費税は、80万円の増額で、平成29年
度の決算見込みによる追加でございます。

次に、収益的収入です。

予算書、企－１、企－２をご覧ください。

１款、１項、２目、１節・受託工事収益で33万円の減額でございます。消火栓設置受託工事の減額に伴う補正でございます。

２項、１目、１節・預金利子は、59万1,000円の減でございます。金額確定による減額です。

４目、１節・給水加入金は243万9,000円の増額でございます。加入金の実績による増でございます。

続きまして、資本的支出でございます。

予算書、企－７、企－８、議案書96ページの第４条をご覧ください。

１款、１項、１目・建設改良費で3,377万8,000円の減額でございます。

16節・委託料で810万5,000円の減、20節・工事請負費で2,567万3,000円の減額でございます。これにつきましては、本年度で、実施予定でありました三重県の県道拡幅に伴う水道管移設工事が、次年度以降に延期になったこと。町単道路改良事業に伴う水道管移設の実施箇所がなかったこと。宮川流域下水道事業等に伴う水道管移設の実施箇所が減少したこと。その他入札差金、精算等による減額となりました。

続きまして、２目、33節・量水器購入費で110万円の減額でございます。水道メーターの購入費で、実績による減でございます。

次に、資本的収入です。

予算書、企－５、企－６をご覧ください。

１款、２項、１目、１節・工事負担金で1,741万4,000円の減額でございます。公共下水道事業、道路改良事業等、町・県施行の公共事業に伴う水道管移設にかかる工事負担金で、先ほど支出でご説明申し上げましたように、委託料、工事請負費の減に伴う減額補正でございます。

以降の企－９、補正予定キャッシュフロー計算書の説明は、省略させていただきます。

以上でございます。

議案第22号の質疑

○副議長（乾 健郎） 一括上程しました議案の詳細説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

まず、議案第22号 平成29年度明和町一般会計補正予算（第8号）の質疑を行います。

歳出から行います。

黄色の表紙、予算に関する説明書のうち、水色の一般会計補正予算説明書の13ページから32ページ、歳出全般で質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

北岡議員。

○9番（北岡 泰） よろしく申し上げます。

説明を聞いとらへんだところもあるかもしれませんが、よろしく申し上げます。

まず14ページの企画費、報酬で、地域おこし協力隊報酬1名、来なかったという意味でしょうかね。これについて、事業どんなふうに進めていく気なのか。1名遅れて、何の影響もなかったのか。30年度はどんなふうを考えていくのかというのを、教えていただければ幸いです。

次に、15ページ、16ページの上段で、負担金補助及び交付金で、これも毎年言っておるんですけども、ブロック塀等の除去改修事業補助、当初いくら見込んでみえて、この200万円減額をされとるのか、教えていただきたいと思えます。

これも前年も同じように減額をしておった。この国の補助とも県の補助も関係ないのであれば、町単でこれ出しておる話ですので、ここまで金額を初

めにもる必要があるのか。反対に要求があった時にですね、頭出しで50万円とか、100万円とか用意しておいて、必要があれば出すと。足りなければ、また補正で出すという、いつもの常套手段でやられたらどうかなというふうに思うんですけれども、毎年、200万円以上計上されておるのは、何故かというのをお聞きしたいと思います。

19ページ、20ページにいきたいと思います。

まず放課後児童対策費のご説明がありましたが、人がうまく募集できなかったというお話やったと思うんですけれども、これで要するに運営上問題は何もなかったのか。470万円って、なかなか大きな金額で、人数的にはどのぐらい想定しておって、それが来なかったのか。事業所からの説明等はあったのか、確認をしたいと思います。

その下の保育所運営費で、臨時保育士さんの賃金及び臨時保育の教諭の賃金、あわせて1,400万円減額になってますけど、ここら辺、人が足りなかったんじゃないですか、大丈夫ですか。現状としてどんなふうに、子ども何人にあたって、保育士さん何名とかって基準があるんですが、これだけの金額が減になっておるということは、現実的には保育士さんの手立てというのは、少なかったのではないかと、私は思ってしまうんですが、そこら辺の説明をお願いしたいと思います。

それから、次の21ページ、22ページ、下水処理費で、松阪地区広域衛生組合負担金が減額になりましたというご説明がございました。その中で、上御糸のほうの農集の加入が増えたのではないかと、減額になったのではないかと、確かご説明やったと思うんですけれども、特別会計のほうで、今年度の加入が140万円あがっていますが、加入金、何件これ入られて、かといってじゃあ特別会計のほうの使用料は減っておるわけですね。

調整がいろいろあったとは思うんですけれども、反対にこちらが減っておれば、農集のほうはもっと金額が増えておるのかなというふうに思ったんですけど、そこら辺のどういう根拠で、そういう説明をされたのか。もう一度

ご説明をお願いしたいと思います。

次へいきます。

23ページ、24ページ、水産振興費で100万円の減額をしておりますけれども、これちよつともう一度、何故こうなったのか、お願いしたいと思います。水産振興対策事業補助100万円減額ということですね。

それから、その下に、6次産業化振興費ということで、300万円の減額、活動実績がないということなんですけども、これどういうことを想定されて、300万円の予算を組まれたのか、活動実績を起こさせなかったのは、何が原因だったのか、説明をお願いしたいと思います。

ごめんなさい。戻ってしまいます。

21ページ、22ページの農業総務費ですかね、財源振替ということで、歳入のほうを見ますと202万1,000円の松くい虫防除関係の県からの補助金に計上されとったと思うんですけど、松くい虫のこの事業って、そんなに金額の予定、組んでましたでしょうか。

そこら辺ちよつと忘れてしまいましたので、単純な財源振替という話なのか、財源振替って、いったい根拠は何なのか。この歳入のほうの松くい虫の202万1,000円というのは、一体どういう事業を想定しておって、こういう補助金が充てられておったのか、教えていただきたいと思います。

最後に、25、26ページの消防費で、備品購入費、消防用小型ポンプ購入費で、入札差金で86万2,000円と計上されておるんですけど、今年の出初式のとくに、機械をずっと点検を回しまして、小型ポンプ1台か2台が、相当古かったと思うんですけど、値段がちよつといくらかわかりませんが、この86万2,000円で購入してあげられなかったのか。あと1、2台なので、どんなふうにするのかというのを、ちよつと教えていただきたいと思います。1台あたりの単価、言いにくいかもわかりませんが、値段ってあれいくらぐらいするんでしょうかね。よろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○副議長（乾 健郎） 防災企画課長。

○防災企画課長（中谷 英樹） 失礼します。

まずはじめに、14ページの地域おこし協力隊活動報償金、75万円の減額についてでございます。

これにつきましては、29年度は観光DMOを推進していく上ですね、この事業を担っていただく人材ということで、募集をかけておりまして、この事務局を担っていただく考え方であったわけでございますが、採用後、家庭の事情で、やはり来れないということで、減額をさせていただきました。

考え方につきましては、29年度いない中で、私どもの職員で進めてあったわけでございますが、平成30年度につきましては、また地域おこし協力隊とは別にですね、現在、地域おこし企業人という、新たな制度がございます。大手企業からですね、そういった先進的なイベントをプロデュースできるような方を来ていただいて、企業さんから派遣していただいて、その派遣について、国からの補助があるという制度でございます。

こういったことを考えておりまして、この内容については、新年度予算のほうで、また説明もさせていただきたいというふうに考えております。

2点目でございます。ブロック塀の除去改修工事等にかかる経費の当初予算でございますが、245万円を計上させていただいております。内訳といたしましては、以前の従前からございます、取り壊した場合には、最低限でも10万円というのが5件分、それと津波避難困難地区を対象といたしまして、上乘せ基準による部分、1件15万円というのがですね、5件分。

それと、自治会で取り組みをいただいて、自治会の除去延長に1万円をかけていくという制度も、新たにございました。その部分で120m分、120万円を計上させていただいたところでございます。

ご質問いただきました頭出し予算でもいいやないかということでございます。こういった頭出し予算でもいいとも思うわけでございますが、ただ、私どもに独自にご相談なられた場合にはですね、ほぼ事業をやっていただく

いうのか前提で、ご相談に来ていただきます。

ですので、相談イコールもう申請という形になってまいりますので、申請者の方にですね、あまり頭出しで、次のいつというようなことで、時間的に補正まで待ってくださいねというのはですね、なかなか事業がスムーズに流れていかない部分もございますので、頭出しではなしに、計画予算として、当初でみさせていただいているという状況でございます。

それともう1つ最終、聞き逃しておりましたが、小型ポンプの入札差金でございます。86万2,000円ということで、今年度は多かったわけですが、これについてはですね、ポンプの買い替えというのがですね、年度ごとに決まっておりますので、その年度ごとの更新計画に基づいております。

ですので、差金が出て、どうのこうということですね、やっていないということでございます。また、あきませんたらまた答弁させていただきますので、よろしくお願いします。

○副議長（乾 健郎） こども課長。

○こども課長（世古口 哲哉） まず放課後児童クラブの部分の分につきましては、2人分の、なんていうんですか、正職員のような形の職員さんを探しておったんですけども、なかなか見つからなくて、途中で一人だけ看護師の方がちょっと入ったということがあるんですけども、2人探していたんですけども、なかなか見つからない、ハローワークとかも出していたんですけども、なかなか見つからなかったということで、ちょっと支出ができなくなっていたというかですね、なので、使う経費が少なくなってきたんで、ちょっと減額させてもらいますという形で、減らさせてもらうという形です。

その後どうするかってなってきますけど、新しい子ども・子育て支援制度になりまして、安全面を加えた中で、きちっと体制を、二人体制を確実にとっていけということとか、いろいろ言われている部分がありますので、それを確実にやっていくために、そういう方をとりたいという思いがあったんですけども、なかなかその方が見つからなかったということで、ちょっと減額

させていただきたいということです。

それから、保育士とこども園の幼稚園保育教諭の部分につきましては、うちが最初に予算要望をするのは、理想的にこういう形で保育士を配置したいと。補助員については配置したいという形で出しますので、その分としての保育士の配置については至ってないというのが、現状がありまして、募集を出しても見つからないという部分があったりとか、その代わりに、それではなかなか子どもの安全の部分とかで、難しいですので、免許を持ってない人を代わりに採用したりとかいう形で、やってきたというのが、回ってきておるといのが現状でして、当初は特に加配の部分ですね、支援が必要なお子さんの部分について、先生が見つからない場合はですね、無免許の方が入ってもらったりという形で補ってきておるといの中で、理想と現実の配置の資格を持っているか、持っていないかという方の配置の人数にもよりますもので、ちょっと変わってきて、これだけ少なく、減額になってくるという形で、お願いしております。

○副議長（乾 健郎） 上下水道課長。

○上下水道課長（菅野 亮） 失礼します。

松阪広域衛生組合の負担金の関係でございますが、まず農業集落排水の使用料とのちょっと関係で、ご質問もいただきましたので、最初に分担金が140万円があがっておると。この内訳ですけれども、これは新規の加入がこんだけあったということで、1件20万円ですので、7件新規があったということでございます。

接続については、もう既に入っている方が、下水道に接続するというところで、この増が若干ありました。でも、劇的には伸びませんでして、80%弱程度の接続率、今現在なっています。

そういう中で、分担金が増えておって、使用料が減っておるやないかということもあったと思うんですけど、これにつきましては、先ほど説明で申し上げました、本年度は11カ月の使用料で調定をしております、去年の当初

予算がだいたい3,600万円程度ですので、11カ月分でだいたい同額の額になっていますので、使用料自体は増えておるといふこととごさいます。

松阪広域の負担金につきましては、投入量実績が14万8,780キロ減っておりまして、この分がですね、接続が増えたことに、ちょっと接続が増えたことによりまして、1軒1軒その収集に行かないといふことと、まとめての収集になりますんで、清掃とかそういう分では、ちょっと減ってきて、若干15万円ぐらゐ投入量が減ったといふこととごさいます。

○副議長（乾 健郎） 農水商工課長。

○農水商工課長（高橋 浩司） 失礼いたします。

いくつかご質問いただきました、まず水産振興費、当初180万円、予算を組んでおりました。昨年、一昨年と、この予算に関しましては、大きく補正をいたしております。今年度なんとか昨年実施しました、ハマグリの実績を期待しておったところとごさいます。同時並行でやはりアサリが収益の中心となるといふことと、稚貝放流を計画しておりましたが、先ほどご説明させていただきましたように、稚貝自体が不足しておるといふことと、それに代わるものとしてといふと、ちょっと語弊があるんですけども、下御糸の20代の方が、牡蠣養殖をやりたいといふことと、それに関して漁協、県の水産の普及委員と協議をしていたところ、5年に1回のいわゆる漁業権の見直しの時期にあたるといふことと、ちょっと出遅れた感がありまして、今は試験的に養殖といふか、牡蠣を、いわゆる延縄式でやっております。

ただそれに関しては、やはり漁協を通じての補助になりますので、現在はその方が、漁業権を持たないといふことと、組合を通して、その方にお出しするといふこととできません。そういったさまざまな要因から、180万円の予算をお認めいただいていたわけなんですけども、100万円の減額といふことと、今回お願いしております。

6次産業化に関しまして300万円、これどういった予算だといふことなんですけども、黒バラのりで実績がある、いわゆる水産物や農産物の加工をし

て、新しい産業として町を活性化していくという目的でございます。

29年度のうちに、2件ほど蜂蜜をしたいとか、ちょっとハーブを使って、お酢をつくりたいという、そういった相談がありました。そこで、期待をしつつ昨年同様300万円の予算を計上させてもらい、お認めいただいたところなんですけど、今年度中にその方、二人にもお話を聞かせてもらいながら、行政指導でですね、やれやれということも、なかなか言えない状況の中で、いろいろ言い訳になるかわかりませんが、台風と重なって、その方の農地の被害があったりとか、ちょっと足が前へ進まない状況になってしまっていて、改めて30年度しっかりお話をさせてもらいながらですね、6次産業化に向けて取り組んでいきたいと思うんですけども、残念ながら今年度29年度に関しましては、実際そういう申請等、実績があがらなかったということで、お認めいただいた300万円丸まる減額ということになっております。

3番目にいただきました財源振替に関しまして、2万2,000円振替をしておるところなんですけども、元になっておりますのが、緑化事業のところ、それに関して振替を、2万2,000円、ある程度の余力を持たせておったところの中で、それを振替を、財政と相談しながらさせてもらったところでございます。

4番目、これも歳入の部分で、松くい虫の防除、この△202万1,000円、これの減額に関しまして、どういうことなのかということなんですけど、これに関しまして、昨年までは県の補助として、付いておったところで、それを見込みとして、当初予算を計上させていただいておりました。

しかしながら、県のほうからですね、29年度の予算はもうとりませんでしたということがありまして、こういった形の減額ということで、させてもらっております。

以上でございます。

○副議長（乾 健郎） 北岡議員。

○9番（北岡 泰） ご丁寧な説明ありがとうございました。

歳入のほうはあとでもう一遍聞きたいと思いますが、まずその地域おこしのほうがですね、今度また30年度は違う事業になるんですか。それともそのままですかね。観光DMOを推進するためということで、お一人は今つかれとるんやと思うんですけど、1人がちょっと難しいんですか、そこら辺の事業を、どんなふうに進めておって、もう1人どうしても足らんから、来年度またこんな予算になるんやとか、今回は、人が来なかったんで、これはどうしようもないと思うんですけども、そこら辺のもうちょっと考え方の説明をしていただけると、ありがたいなというふうに思います。

ブロック塀の除去に関してですね、当初245万円みておって、今回、減額で200万円引くということは、45万円しか使わなかった。確か前年も同じやたと思うんですけども、これ課長さんの説明やと、はじめ245万円いるぐらいの、要するに申し入れがあったんだというふうに、僕はとったんですが、それを何故、じゃあその方々は工事をしなかったのか、もう一度説明をしていただかないと、来年度これ同じように、また予算もらえると思うんですけども、根拠がなくなってしまうんですが、今年の方が来年にしたいというふうに、また話になったのか。現状どんなふうにお話し合いをしてみえるのか、教えていただければというふうに思います。

小型ポンプに関しても、更新が毎年計画あるのでって、たまには計画を崩して、ポコポコとやることもありますよね、行政の皆さん。そこら辺は多少やってもいいのかなというふうに思ってしまうんですけども、そこら辺の考え方をもう一度確認したいと思います。

放課後児童クラブと保育士さんのお話で、1つは理想的な配置を、はじめは予算とったんやけども、理想的な配置にならへんだもんで、こっだけ減額ですという説明やったと思いますし、もう1つはしっかりとした2名体制をとりたいたから、人を募集するというところで、予算づけをしたんだけど、その人が来なかったということは、しっかりとした体制がとれてなかった、今年度は、という結果に逆説的にはなってしまうんですけども、そこら辺の運営

母体であるところが、どんなふうこれから考えてみえるのか、お話し合いはどんなふうにされておるのか、来年度に向かってですね、考え方をちゃんと整理していただいているのか。そういう点を確認したいと思います。

松阪広域の負担金から逆算的に、僕は考えてしまいましたので、投入量が減っておるから、きっとこれは簡単に言えば農集のほうにいったんだらうというお考えで、説明をされたんやと思いますけれども、現実的に、現状80%までいきました。前は前年度は何%で終わっとるのか、そのパーセントで、これだけの量が減っておるといのは、逆算的には説明ができるような気がするんですよ、僕が聞く時にね。

説明する時に、ここで何も説明してなかったでしょう、自然的に減りましたというんやったら、わかったんですけども、上御糸等の農集でガッと減ったということは、それはこんだけのパーセントの加入率や、接続率がアップして、これだけ減りましたという説明を、僕はしていただけるのかなと思って、ちょっと質問をさせていただきましたので、これからも根拠のある説明をしていただけたら、ありがたいなというふうに思います。

あとの農水商工さんのほうは、しっかり頑張ってくださいと思いますんで、よろしくをお願いします。

○副議長（乾 健郎） 防災企画課長。

○防災企画課長（中谷 英樹） 失礼します。

3点について、再度ちょっと説明をさせていただきたいと思います。まず地域おこし協力隊、平成29年度につきましては、実は2名の募集をかけておりました。1名ではできないのかというようなことなんですが、1名は現在、伝統文化のPR普及ということで、擬草紙、あるいは御糸織物、こういったものをですね、何とか明和町の物産を普及していただくための仕事を、主にやっただいております。

実はもう1人採用していこうという方についてはですね、先ほども申しましたが、観光DMOを主に持っていて、そういった仕事を自分の中で、

生業にさせていただくことをお願いしておりました。

ただ、29年度の観光DMOにつきましては、実は仕事の内容としては、組織づくり、研究会の開催であったりとか、体制、組織化いろいろあったわけなんですけども、もう時期を逸し、その方の仕事自体がもう進んでしまっておりまして、先ほども申しました、私どもの課員の中ですね、手がけていったということもございます。

ですので、30年度のメインとなる仕事が、やはり観光DMOの、今度は逆に組織をちゃんとしていく。あるいは地域へいろんな話をもって行って、働きかけていただかなあかんというようなこともございます。今までの地域おこし協力隊という考え方ではなしに、先ほども申しましたJTBなり何なり大手の企業さんから派遣していただく人材、地域おこし企業人と申しますが、そういった制度もあるというようなことを知りましたので、そういったところからですね、専門的な人材に来ていただくほうが、より良くまとまってくるのかなということで、平成30年度については、計画しているところでございます。

それと2点目、ブロック塀の除去改修事業でございます。ちょっと私の説明不足ですね、申し入れがあつてできなかったのかということではなしに、除去したい申請者の方、相談いただいた時に、当初の予算が頭出しではですね、直ぐにの対応ができないという意味合いで、申しただけのことでございます。

また、町の姿勢といたしまして、いわゆる大規模災害時、古いブロック塀というのは、避難経路の避難路の支障になる物件でございます。28年度、29年度とおっしゃられますとおり、大きく減額もさせていただいております。それ自体は私どもの努力不足ということでございますが、やはり町の姿勢としては、避難路の支障を解消する、そういった姿勢を見せていくということで、頭出しではなしにですね、当初予算の中でこれだけの予算をもっているから、何とか皆さん考えていただけませんかということですね、新たにま

たPRもさせていただかんなんというふうに考えております。

それと3点目、ポンプなんです、やはりポンプも車も、いろいろ消防の資機材についてはですね、その買い替えなり更新の時期というのがございます。いろんな事情がある中で、ちょっとした違いも出るかも知れませんが、現在のところ買い替えの更新時期に合わせた予算をみていくということで、進めてさせていただいておりますので、その点については、ご理解をいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○副議長（乾 健郎） こども課長。

○こども課長（世古口 哲哉） 失礼いたします。

保育士のほうの部分、保育士、こども園の部分につきましてですけども、確かに、最初に、子どもさん方の入所決定をした時に、どれぐらいの人がいるかというのを、園長先生とも話し合いながら、人数を出してくるんです。その中で、正職の配置の中とかをやりながら、嘱託の保育士がどれぐらいいるかということで、はじいてくるんですけども、現場としては加配の人についてもですね、やはりフルタイムの嘱託保育士として欲しいということなんですけども、やっぱりなかなかそこが確保できませんもんで、日直のない方になったりとか、フルタイムが難しい方ですので、子どものおる時間帯だけおってくださいという、免許持ちの方を雇ったりとか、そういう形をちょっととってきておったりとか、その方を見つけるのにも時間かかったりとかいうので、どうしてもちょっと遅れてきまして、人数が多いですもんで、そこら辺があります。

それとあと、その見つからない間どうしておったかということになりますと、それはちょっと加配の方、待ってもろった場合もありますし、フリーの先生ということで、先生がたくさんいますので、休みをとった時に、このクラスに入るという方も、何人かちょっといますので、その方でもうフリーじゃなくて、そののところにいってもらったりとかいう形をとったりとか

して、継ぎ接ぎでちょっとやらさせてもらって、本当に現場には迷惑かけとるんですけども、なかなかちょっと見つからない状況の中で、結果的にこれぐらい余してしまったというのが、ちょっと現状ですので、何とか人員確保にはですね、こちら事務局としては、もう少しなんとかいい方法とかを、もっと考えてかないかなとは思っておるところです。

それから、児童クラブのほうにつきましては、当然、今ひとり看護師見つかったということですけども、もう1人も見つけていただいて、やっぱりそれが一番うまく回るだろうということですし、今、事務局長さんとかが飛び回ってもらったりとか、やっていますもんで、大変な部分もありますし、先ほども申しあげましたけども、やっぱり一番安全な体制をとるのには、やっぱり2人ぐらいおってもらったほうがいいという中で、思っていますので、引き続き見つけてくださいというのは、こちらから言わせてもらってありますので、一応そのような形で、話をさせてもらっておるところです。

以上です。

○副議長（乾 健郎） 北岡議員。

○9番（北岡 泰） ご説明ありがとうございます。

○副議長（乾 健郎） 北岡議員、上下水道課長はよろしいか。

○9番（北岡 泰） 今度から精査してちゃんとやってくださいという話です。長くなるといけませんので、防災企画課長のお話はよくわかりましたので、また、これからどうされるのか。来年度はまた予算余らさないように、しっかりと行政のほうから働きかけていただきたいというふうに思いますし、こども課長さんには、こども課長さんが担当の頃なのか、その前なのかわかりませんが、保育士さん、短時間保育士さんをいったんガサッと切ったことがありますよね。

要するに長時間帯で勤務していただける保育士さんを来てくださいということで、そちらを集中的に雇用するということで、短時間保育士さんを、何年前にだいぶ辞めていただいた、異動したという形があったと思います。

そこら辺、再度もう一遍、短時間保育、現場のほうもご意見も要ると思うんですけども、そういう人方もやっぱりおっていただくと、すごく便利だというお話を聞いたこともありますので、短時間保育士さんの有効性も使いながらですね、上手に予算も、理想的な予算を目標に立ててみえるんですから、理想的な人員配置ができるようにですね、いろいろ体制を組んでいただけたらなと思います。管理するほうとしては、そんな短時間保育士さんが、たくさんおったら非常に面倒臭いかもしれませんが、現場は現場で、非常にそれが有効だというお話も聞いたことがございますので、そこら辺一度ゆっくりと考えていただきたいと思いますので、よろしく願いをして、質問を終わります。

○副議長（乾 健郎） よろしい。ありがとうございます。

他に質疑される方はございませんか。

江議員。

○7番（江 京子） かなり北岡議員と重なるところがあるんですけど、13ページ、14ページの防災の部分です。

13、家具の固定の作業委託料の部分なんですけど、やはり阪神大震災の時に、家具の倒壊で亡くなった方が、たくさん要るということで、家具の固定をすごく防災の無線でも、かなり言ってもらっています。わかっているんですけど、こうやってお金が余ってくるということは、まだまだみんなへの周知が悪いなと思うんです。

その方法として、これからその家具の固定を、もっともっと推進していく上で、どういうふうに考えてみえるのか。やっぱりお待ちじゃなくって、もっといろんなところに出向いて行って、そういうことがあるんだよというふうなお話をされるのかというのも、教えてほしいと思います。

それから、19の自主防災の2自治会分が余ったということに関しましても、自助・共助の共助の部分が、防災に関してとても大切であるということに関わらず、こうやって申請がなくて残ってしまうということに関しても、やはり

PRの仕方というのを、これからどんなふうに考えていくのかというのを、教えてください。

それから、24ページの商工費の6次産業の部分ですが、聞いたところ、今までやっていた黒バラのりの話もされたんですけど、漁業組合のほうに行っても、販売のルートのほうがうまく動いていないようなことをお聞きしているんですが、その点はどんなふうに、その後の支援をしているのかというのを教えてほしいと思います。

それから、タモギダケというのも、していたと思うんですけども、止めたとかというようなお話も聞いているんですけど、やはり申請があって始めましたよの、その後のことが、勝手にやってじゃなくって、その後のケアの部分を、どんなふうに考えているのか、教えてほしいと思いますので、お願いします。

○副議長（乾 健郎） 防災企画課長。

○防災企画課長（中谷 英樹） 失礼します。

家具固定事業と自主防災組織についてのご質問をいただいたわけでございます。家具固定の作業委託につきましては、年間20件を予算化しておりました。

その中で10件については、申請いただき、半分残してしまったという状況でございます。また、自主防災組織化育成事業につきましても、5自治会分の予算化をしておきまして、29年度は2自治会からのご申請でございまして、3自治会分を予算的には減額をさせていただくということになったわけでございます。

半分、半分ということでございますので、これからの考え方ということでございますが、もう私どもの努力不足としか言いようがございません。新たなPRの仕方というのは、今までも随分やってきたつもりでおりますが、なかなかですね、6年、7年と続けてきた事業でございます。相当進んできた部分もございますが、残りのやっただいてない方の掘り起こしという部

分ではですね、今までのようなやり方では、なかなか申し込んでいただけないというのは、肌で感じております。

ですので、ここで新たな部分の考え方、どうしていくということについてはですね、なかなかはっきりとお答えできないわけですが、積極的な姿勢で、今まで以上にですね、PR、啓蒙に努めさせていただくということで、ご容赦いただきたいというふうに思います。

○副議長（乾 健郎） 農水商工課長。

○農水商工課長（高橋 浩司） 失礼します。

6次産業化に関して、黒バラのり、まずその点なんですが、3年前に事業実施ということで、300万円の補助をさせていただきました。実際いろいろパッケージであるとか、レシピであるとか、工夫しながらですね、採算ベースにのって、うまくいっていると。その中で、突然、町のほうへ漁協から、6次産業化黒バラのりを止めたいというお話がありました。

私も事務局といたしましても、漁協ともお話をさせてもらい、実際の生産者、大淀の方のグループがあるんですけども、そちらにも何度も足を運ばせてもらいました。

町長のほうへ足を運んでいただいて、こうこうこういう事情でと、その中で町長からも改めて指示がありまして、漁協も生産者の方々へも、先ほど販路のうんぬんということも言われたわけなんですけど、私の聞く範囲ですと、中に入っておられる方、いわゆる加工をして商品化して、その流通の中での何かぎくしゃく感はあるとは聞きましたが、詳しくは私、承知しておりません。

ただ、採算に合うということなんで、何とか何とか下御糸の方でも、違うグループでもということで、明和町内であれば、生産者が変わったとしても、その事業として続けてもらえないでしょうかと。そういうこともさせてもらった中で、もう売り先も決まったんやと、いわゆる機械設備をですね、それを他の市町に売られるということなんで、仮に町内であればですね、その事

業を承継という形で、それを活かしていきたいというふうには思ったんですけども、それが町外ということなので、要綱に基づきまして、残念ではあるんですけども、補助金の返還をしていただいたところでございます。

町として、何とか残そうとしたところではあるんですけども、町のほうから口を出せない、手を出せない部分で、どうしても止めざるをえやん状況があったということで、承知しておりますので、その点ご理解願いたいと思います。

あとタモギダケに関してなんですけども、日常的に窓口へ来ていただいて、また、個人的にもというと、あれなんですけども、お話するというか、おつきあいがありまして、生のタモギダケであったり、粉末状のであったり、値は張るものの、それなりそれ以上の効果があるとか、いろいろそういうふうなことを聞かせてもらいながらですね、それも期待しておるところなんですけども、断念をしたとか、止めたということは、ちょっと私確認しておりませんので、改めてそのご本人にお話を聞かせていただいて、もし継続というか、6次産業化に向けて取り組むような思いが、まだ残っておられるのであれば、是非その点、町として支援していきたいというふうに考えております。

先ほどの北岡議員、江議員からの質問も含めまして、6次産業化はやはり町の光として、つくっていかないかんもんだと考えております。これまで窓口へ相談しに来ていただいている方も含めてですね、6次産業化のPRに努めながら、町としてその可能性のあるところへの掘り起こしを進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○副議長（乾 健郎） 江議員、よろしいですか。

江議員。

○7番（江 京子） 家具の固定とか、自主防災に関しても、やっぱりいろんな人と話をしていると、まだ知らない人が結構多いので、そこら辺あんなに防災無線で言っているのになというのもあるんですが、どうなんでしょう

かね、公民館講座のいろんな講座のどこにとか、人が集まるところに直接行ってもらうようなPRの仕方も、1つ考えていってほしいと思います。すごく大事なことだと思いますので、お願いします。

それから、自主防災に関しては、やはり小さな自治会だと、またもう1つ大きな役員の負担になるというようなお話も、少し出ているのも聞いておりますので、その点も申請に関しては、そう難しいものではないと思いますので、そこら辺もPRの仕方、また考えていってほしいと思います。

それから、この300万円減というのは、新規のものがなかったという形の300万円減というふうに考えたらいいんですか。せっかく立ち上がった6次産業の部分も、もう一度ちょっとケアのほうしていって、お話しして欲しいと思いますので、これからもよろしくお願いします。

要望でお願いします。

○副議長（乾 健郎） 全部、要望でよろしいん。

他に質問される方はございませんか。

質疑される方がないようですので、これで歳出の質疑を終わります。

続きまして、歳入5ページから12ページの歳入全般及び議案書の70ページ第2表 継続費、71ページ第3表 繰越明許費、72ページ、73ページ、第4表 地方債補正の質疑を合わせて行います。

質疑される方はございませんか。

北岡議員。

○9番（北岡 泰） 先ほどの続きなんですが、9ページ、10ページの松くい虫防除特別対策事業補助ということで、県のほうはもうなくなったという説明をお聞きしたんですが、その辺は今までわからなかったのか。それとも4月か5月ぐらいに、それがわかっったのか。

これから松くい虫の対策は、どんなふうに町として、考えてみえるのか。そこら辺も含めて、202万1,000円、丸きり減というのはどうなんかなと思いますので、ちょっとお聞きしたいと思います。

○副議長（乾 健郎） 農水商工課長。

○農水商工課長（高橋 浩司） すいません。松くい虫の防除、いわゆる県の補助がいつ切られるのがわかったのかと。ちょっと私も正確に把握していないんですけども、松くい虫の防除の散布時期というのは、一定決まっております、それまでこちらから積極的に話を聞きに行かなかったのかどうか、ちょっとわからないんですけども、その点ちょっと改めて確認させてもらって、ご報告させてもらいたいと思いますので、ご理解願います。

○副議長（乾 健郎） 北岡議員。

よろしいですかどうぞ。

○9番（北岡 泰） 時期もわからん、なんかおかしい。町長か副町長は、そこら辺どうなんですか、この予算立てのことで、わかった時期があったら、直ぐ議会に報告するなり何なりあるんと違います。

今年度は、松くい虫の防除事業はしなかったということなんですか。そこら辺のことをもうちょっと詳しく説明してください。

○副議長（乾 健郎） 農水商工課長。

○農水商工課長（高橋 浩司） すいません。

樹幹注入が3年から4年に1回ということで、今回、単費で実施させてもらっております。地上散布は毎年、行うわけなんですけども、それに関しても実施はしておるんですけども、このエリアに関して、ちょっと状況を見極めつつですね、予算の範囲内で進めてきたということなんで、その入りに関して、補助に関して、入ってこないという部分を、ちょっとどういった調整をしたのかということなんですが、ここでしっかりした資料をお出しできませんので、お許し願いたいと思います。あとでしっかり報告させていただきますので。

○副議長（乾 健郎） 課長、松くい虫の防除の補助はなくなってしまったの。

町長。

○町長（中井 幸充） 松くい虫の防除はですね、毎年毎年ずっと行ってお

ったんですけれども、いわゆる国の補助とか、あるいは県の補助についてはですね、いわゆる私が聞いている範囲では、地上散布はだめだということです。

従って、樹幹注射という形の中でやられるわけですが、ある一時ですね、いわゆる毎年毎年やる、やらなくても、例えば2年に一遍でええやないですか、3年で一遍でええじゃないですかというような補助を出す側の理屈なんですけれども、そういう形の中で、確か補助金が今までずっとやっておったやつが、だめになったというか、補助がもらえなくなったというのが、今、覚えているんですわ。

従って、今まで1年おきの中で、ずっとやっておったんですけれども、残念ながら去年はできなかったという。できなかったやなしに、やらなかったという結果です。

従って、今回、平成30年度で新たにもう一度、予算をもってということは、今度は補助金をいただいて、樹幹注射をやると。北岡議員もたぶん夏場に、大淀のキャンプ場へ行かれた時にですね、なんていうんですか、キャンプ場やなしに、こっちのほうで松が真っ赤かになっておったというのを、覚えてみえると思うんですけれども、結果的には、樹幹調査を、専門家の意見では、そんなに毎年毎年やらなくても、あるいは1年おきにやらなくても、3年かあるいは4年おきぐらいでいいじゃないかというようなことの中で、止めてしまったら、ああいう結果になったということがありますので、これはあかんということの中では、もう一度改めて、そのやる時期とか、そういったものをですね、きちっとしてかないかなというふうな思いでございます。

ただ平成29年度は、多分そういう形の中で、支援がいただけなかったということで、ご理解いただきたいと思いますので、以後、我々も決して放ったらかしにはしておりませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

○副議長（乾 健郎） 北岡議員よろしいですか。

○9番（北岡 泰） ありがとうございます。

○副議長（乾 健郎） 他に質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○副議長（乾 健郎） 質疑される方がないので、これで歳入の質疑を終わります。

議案第23号の質疑

○副議長（乾 健郎） 続きまして、議案第23号 平成29年度明和町斎宮跡保存事業特別会計補正予算（第4号）の質疑を行います。

質疑は、歳入歳出全般、並びに議案書の77ページ、第2表 繰越明許費も合わせてお願いします。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○副議長（乾 健郎） 質疑される方がないので、これで議案第23号の質疑を終わります。

議案第24号の質疑

○副議長（乾 健郎） 続きまして、議案第24号 平成29年度明和町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の質疑を行います。

質疑は、歳入歳出全般でお願いします。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○副議長（乾 健郎） 質疑される方がないので、これで議案第24号の質疑を終わります。

議案第25号の質疑

○副議長（乾 健郎） 続きますして、議案第25号 平成29年度明和町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）の質疑を行います。

質疑は、歳入歳出全般でお願いします。

質疑される方はございませんか。

5番 中井議員。

○5番（中井 啓悟） すいません。毎度言わせていただいておりますけれども、5ページ、6ページ一番下、雑入の750万円、これは個人住宅等の接続の要項ですね。僕、毎回言わせていただいておりますけれども、やっぱり高所得の方じゃないと、この要項の利用は難しいのかなとって思っておりますけれども、今回これ100%、ゼロでしたということですね。

今年度はどれだけの問い合わせがあったのか、また、内容、これは昨年度までと、昨年度までに言われておる方と、例えば今年やっとなるから被っておるかということも含めて、ちょっと説明をお願いいたしたいと思います。

○副議長（乾 健郎） 上下水道課長。

○上下水道課長（菅野 亮） 合計で2件、問い合わせがあったんですが、1件の方は28年度末頃からの継続で、相談がありました。かなり申請されるぐらいまで検討したんですが、最終的にはご都合によって、この下水道の接続のほうは断念されたと。

もう1件は、この29年度になってから問い合わせがあったんですが、やっぱり自然流下では、ちょっととれない状況の中で、2分の1補助みたいな形でできるんですが、でもやっぱり高額になるということで、その方も断念されて、実績としてはゼロということになりました。

○副議長（乾 健郎） 中井議員。

○5番（中井 啓悟） 1件の方は高額だったということで、それでもう1件の方はご都合ということで、諦められたということなんですけども、ちょっと来年度からのその考え方というのは、どういうふうになるんですか。

○副議長（乾 健郎） 上下水道課長。

○上下水道課長（菅野 亮） この要綱につきましてはですね、5年間の時限立法という形でさせていただきまして、その間、やっぱりその状況を踏まえながら、検討していくということでございまして、丸っと2年経ったんですけども、実績としてはなしなんですけども、もうしばらく様子を見ていきたいということで、平成30年度も予定をしております。

○副議長（乾 健郎） 中井議員。

○5番（中井 啓悟） 利用される方もこの先、ゼロとは言い切れないんで、今後、そういった可能性のある方には、いろいろと発信をして、利用していただけるように、お願いして要望とさせていただきます。以上です。

○副議長（乾 健郎） 要望でよろしいですか。

他に質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○副議長（乾 健郎） 質疑される方がないので、これで議案第25号の質疑を終わります。

議案第26号の質疑

○副議長（乾 健郎） 続きまして、議案第26号 平成29年度明和町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の質疑を行います。

質疑は、歳入歳出全般及び議案書の87ページ第2表 繰越明許費、88ページ、第3表 地方債補正もあわせてお願いします。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○副議長(乾 健郎) 質疑される方がないので、これで議案第26号の質疑を終わります。

議案第27号の質疑

○副議長(乾 健郎) 続きまして、議案第27号 平成29年度明和町介護保険特別会計補正予算(第3号)の質疑を行います。

質疑は、歳入歳出全般でお願いします。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○副議長(乾 健郎) 質疑される方がないので、これで議案第27号の質疑を終わります。

議案第28号の質疑

○副議長(乾 健郎) 続きまして、議案第28号 平成29年度明和町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)の質疑を行います。

質疑は、歳入歳出全般でお願いします。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○副議長(乾 健郎) 質疑される方がないので、これで議案第28号の質疑を終わります。

議案第29号の質疑

○副議長（乾 健郎） 続きまして、議案第29号 平成29年度明和町水道事業会計補正予算（第3号）の質疑を行います。

質疑は、収入支出全般でお願いします。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○副議長（乾 健郎） 質疑される方がないので、これで議案第29号の質疑を終わります。

以上で、一括上程した各議案の質疑を終わります。

◎各議案の討論

○副議長（乾 健郎） これから討論を行います。

討論は、一括上程した全議案を対象に行います。

一部の議案についてのみ討論される方は、議案名を明確にしたうえで、討論されるようお願いします。

討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○副議長（乾 健郎） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

議案第22号の採決

○副議長（乾 健郎） これから、一括上程した各議案の採決を行います。

まず、議案第22号 平成29年度明和町一般会計補正予算（第8号）を採決します。

議案第22号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（ 起 立 全 員 ）

○副議長（乾 健郎） 起立全員です。

したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

議案第23号の採決

○副議長（乾 健郎） 続きまして、議案第23号 平成29年度明和町斎宮跡保存事業特別会計補正予算（第5号）を採決します。

議案第23号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（ 起 立 全 員 ）

○副議長（乾 健郎） 起立全員です。

したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

議案第24号の採決

○副議長（乾 健郎） 続きまして、議案第24号 平成29年度明和町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を採決します。

議案第24号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（ 起 立 全 員 ）

○副議長（乾 健郎） 起立全員です。

したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

議案第25号の採決

○副議長（乾 健郎） 続きますして、議案第25号 平成29年度明和町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

議案第25号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（ 起 立 全 員 ）

○副議長（乾 健郎） 起立全員です。

したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

議案第26号の採決

○副議長（乾 健郎） 続きますして、議案第26号 平成29年度明和町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

議案第26号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（ 起 立 全 員 ）

○副議長（乾 健郎） 起立全員です。

したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

議案第27号の採決

○副議長（乾 健郎） 続きますして、議案第27号 平成29年度明和町介護保険特別会計補正予算（第3号）を採決します。

議案第27号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（ 起 立 全 員 ）

○副議長（乾 健郎） 起立全員です。

したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

議案第28号の採決

○副議長（乾 健郎） 続きまして、議案第28号 平成29年度明和町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を採決します。

議案第28号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（ 起 立 全 員 ）

○副議長（乾 健郎） 起立全員です。

したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

議案第29号の採決

○副議長（乾 健郎） 続きまして、議案第29号 平成29年度明和町水道事業会計補正予算（第3号）を採決します。

議案第29号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（ 起 立 全 員 ）

○副議長（乾 健郎） 起立全員です。

したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

以上で、一括上程した議案の採決を終わります。

◎散会の宣告

○副議長（乾 健郎） これをもちまして、本日の日程はすべて終了しました。

本日は、これにて散会します。

ご協力、ありがとうございました。

（午後 2時 50分）
